平成 30 年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究

―本編―

株式会社　野村総合研究所

平成31（2019）年3月

目次

第 1 章 本調査研究の背景・目的及び手法 2
1. 背景・目的 3
2. 調査手法 4
第 2 章 情報共有システムの構想検討 8
1. 調査手法 9
2. 要保護児童等の情報共有システムの業務要件 10
3. 要保護児童等の情報共有システムの実現機能 14
4. 情報システムの運用・業務フロー 20
5. 調査結果 26
参考資料　先行事例ヒアリング結果 33
1. 東京都 34
2. 神奈川県 40
3. 千葉県 43
4. 滋賀県 46
5. 東京都江戸川区 49
6. 神奈川県横須賀市 53
7. 神奈川県川崎市 56
8. 兵庫県尼崎市 60
9. 北海道江別市 63
10. 大分県竹田市 67

第1章
本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景及び目的

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要と考えられるが、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。

このため、ＩＣＴを活用し、市町村及び児童相談所（都道府県）において、より効率的に支援の対象となる要保護児童等の情報を共有する仕組みの構築を検討することとし、児童虐待防止対策の強化を図る。

2. 調査手法

2-1 調査手法

本調査研究は文献調査、先行事例ヒアリング調査、および有識者ヒアリングの実施の３部から構成される。以下、それぞれの調査手法について簡単に述べる。なお、それぞれの概要については第 2 章および第 3 章で述べ、第４章でガイドライン案を示す。先行自治体のシステムに関するヒアリングは第 5 章で掲す。

（1）文献調査

本システムに求められる機能要件および取り扱う情報の性質を踏まえ、モデル的なシステムのあり方について整理した。

具体的には、本システムの構築に用いるネットワーク構築のあり方、連携すべき情報項目とその形式、個人情報保護・セキュリティに関する事項について、デスクリサーチを実施した。調査結果の詳細については第 2 章に詳述する。

（2）先行事例ヒアリング調査の実施

先行事例ヒアリングでは、要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業を通じ、要保護児童等に関する情報共有システムの構築に取り組んできた先行自治体 10 箇所を対象として調査を行った。

なお、ヒアリングの実施にあたっては、標準化だけでなくシステム運用の円滑化に資するよう、奏功したポイント、改善を要する（要した）点などを聴取し、今後、新たに取り組む自治体が手戻りなくシステムを構築できるように普及すべき取り組みの要諦や取り組んだ際の課題にくわえ、改善を要する箇所などを中心にインタビューを試みた。
具体的な質疑項目は、下記の通り。

1.システム内で整理している情報項目
2.システム参加者・部署および閲覧・入力権限の状況
3.システムの運用方法・更新頻度
4.システムセキュリティの敷設状況
5.システム導入の効果
6.システム運用上の課題（関係機関との情報共有上の課題）　など

下図に、ヒアリング先自治体の詳細を示す。
なお、ヒアリング結果の詳細は、第４章に掲載した。

図表 1　先行事例ヒアリング自治体（人口規模順）

自治体／広域連合名			訪問部署名	人口	実施日時
A1	東京都		福祉保健局　少子社会対策部 家庭支援課	13,858,725	2019 年 1 月 30 日
A2	神奈川県		福祉子どもみらい局 子どもみらい部子ども家庭課	9,179,835	2019 年 1 月 16 日
A3	千葉県		健康福祉部 児童家庭課 虐待防止対策室	6,268,158	2019 年 1 月 30 日
A4	滋賀県		健康医療福祉部 子ども・青少年局	1,412,697	2019 年 1 月 17 日
B1	東京都	江戸川区	子ども家庭部 児童相談所開設準備担当課	697,986	2018 年 12 月 26 日
B2	神奈川県	横須賀市	こども育成部児童相談所	397,265	2019 年 1 月 15 日
B3	神奈川県	川崎市	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	1,517,710	2019 年 1 月 22 日
B4	兵庫県	尼崎市	こども青少年本部事務局 こども青少年部	451,351	2019 年 1 月 29 日
B5	北海道	江別市	健康福祉部 子育て支援室子育て支援課	118,974	2019 年 2 月 4 日
B6	大分県	竹田市	社会福祉課	22,211	2019 年 2 月 6 日

（3）有識者ヒアリングの開催

先述した文献調査・先行事例ヒアリングを通じて構想したシステム案について、その妥当性・実行性の確認を目的としてシステム有識者、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（以降、JAHISと呼ぶ）等の業界団体およびユーザーとして想定される自治体担当者への確認ならびに意見収集を実施すべく、有識者ヒアリングを設置した。

本ヒアリングでは、下記3点を主たる論点とした上で議論を行った。各論点の詳細と本ヒアリング内での議論結果については、第3章でまとめて解説を行う。

＜開催日程および論点＞

回数	日程	議題
第1回	2019年2月7日	本システムの構築イメージについて Primary Keyの設定方法について システム上で連携すべき項目について
第2回	2019年3月13日	システム上で連携すべき項目について（続） 個人情報保護・セキュリティ設定について

要保護児童等の情報共有システムに関する有識者ヒアリング

参加者名簿

＜参加有識者＞※敬称略

金本 昭彦　一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
福祉システム委員長

河野　大輔　一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
子ども子育て支援WGリーダー

日當　剛　一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会

名取　剛　一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会

稲葉 史恵 神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
副主幹

東　佐織 神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

相馬　正信　東京都世田谷区 北沢総合支所保健福祉センター
副参事 子ども家庭支援センター担当

和多田　晴雄　東京都世田谷区 北沢総合支所保健福祉センター
生活支援課 子ども家庭支援センター担当係長

日髙　雄三　東京都世田谷区政策経営部　情報政策課
情報政策担当係長

森山　太嗣　兵庫県尼崎市こども青少年本部事務局こども青少年部
部長

友弘　真由美　兵庫県尼崎市こども青少年本部事務局こども青少年部
こどもの育ち支援センター担当 課長

曽我　健　兵庫県尼崎市こども青少年本部事務局こども青少年部
こどもの育ち支援センター担当 主事

＜研究協力(オブザーバー)＞

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省政府 CIO 補佐官
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付情報化担当参事官室

第2章
情報共有システムの構想検討

1. 調査手法

1-1 文献調査の概要

（1）調査対象

本調査研究において実現を構想する要保護児童等の情報共有システムを対象とした。

（2）調査方法

文献調査および事業者団体へのヒアリングを通じた、システム構想の妥当性の確認・検証を実施した。

（3）調査内容

調査対象としたシステム構想について、その概要を記載する。なお、本調査においては、各機関内部の情報連携だけでなく、同一都道府県内における複数機関の間での情報連携を実現するという観点から各機関の間のネットワークの構築の仕方について、下記のネットワークの構築をベースに据え検討した。

図表 2　児童虐待に関する各機関の間のネットワークの構築（案）

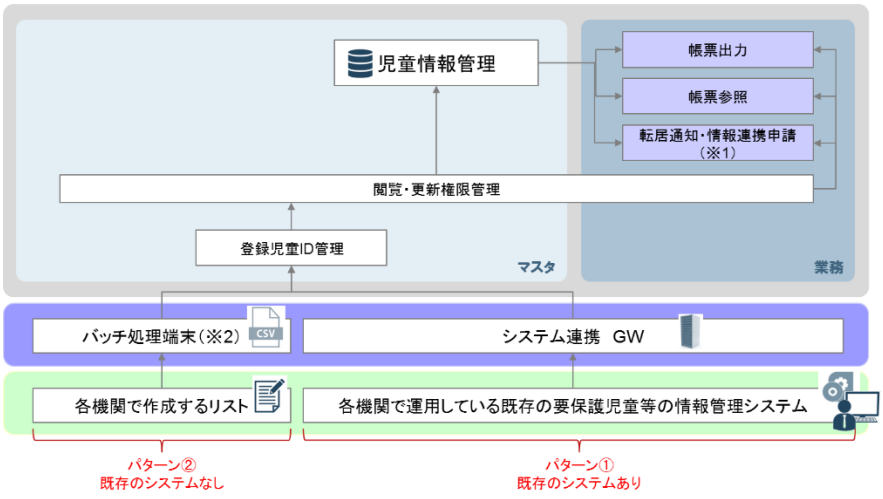

なお、システムの構築にあたり、特に検証を要すべき事項として、下記の 4 点について調査を進めた。

① 各機関の間のネットワークの構築方法
② システムにおける個人の識別
③ データベースで管理する情報の項目
④ セキュリティ・個人情報保護

2. 要保護児童等の情報共有システムの業務要件

2-1 自治体・関係機関間のネットワークの構築イメージ

（1）想定されるシステム利用者

本システムの利用者は下記を想定した。

① 都道府県における児童虐待事案の所管部署の職員

② 市町村における児童虐待事案および当該児童に関与する所管部署の職員

③ 児童相談所において児童虐待事案に携わる職員

（2）システム概要

本システムでは、要配慮個人情報など取り扱われる情報の秘匿性の高さ、ならびに情報を登録・参照する関係者が自治体・児童相談所等の関係機関に限定されることから、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである LGWAN を活用することとし、LGWAN－ASP で整備されることを必須とする。

次に、本システムに参加することが想定される関係者ならびにシステムでの連携イメージについては、下記の図表を参照されたい。なお、本システムは、将来的に都道府県間で共有できるシステムの構築を前提としているが、その第一段階としてまず都道府県内での情報共有を図るシステムを構築する。

図表3 要保護児童等の情報共有システムの概要

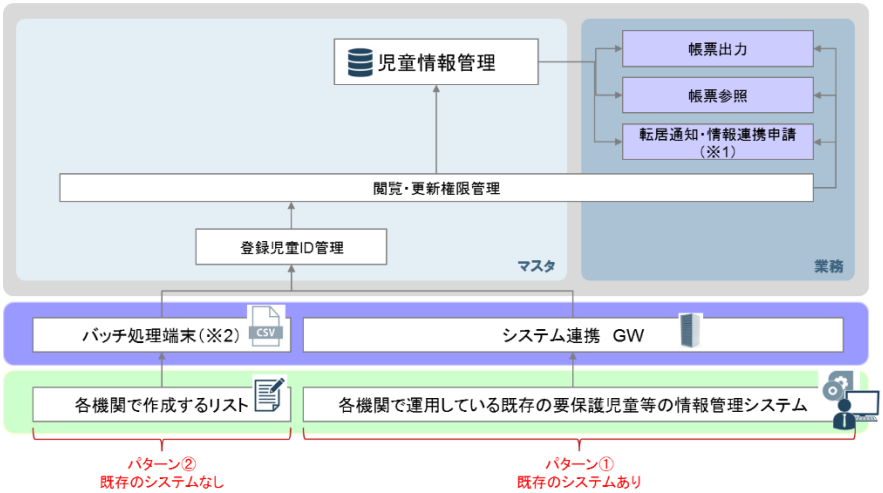

[1]情報連携申請：他機関が保有・管理していた情報の閲覧・編集権限の自機関への付与を依頼する申請のこと

[2] バッチ処理：あらかじめ定めた処理を定められた順序で一度に行うこと。コンピュータで 1 つの流れのプログラム群（ジョブ）を順次に実行することをさす

本システムでの情報連携は、機関独自のシステム導入状況等により、下記の 2 パターンに分けられる。それぞれの詳細な業務フローについては第 3 章に譲る。

- **パターン①:システム有りの場合**
  既に独自のシステムを導入している機関は、システム上で自動的に情報連携を行うことが望ましい。これには他のシステムへデータを送信するための自動変換パッケージが必要となるが、自動変換パッケージを設置できない機関はパターン②と同様の連携方法を採る。なお、直接連携の場合は、システム間のブリッジサーバーとなる「番号連携サーバー」等を設置し、特定個人情報を抜いた個人情報を入れる仕組みが求められる点に留意されたい。なお、ブリッジサーバーによる通信制御の必要性については、総務省が示す自治体情報システム強靭性向上モデル[4]を参照されたい。

- **パターン②:システム無しの場合**
  Excel ファイルもしくは紙面にて管理している情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。

なお、本システムでは、同一都道府県内において、主に各自治体の関係部署、児童相談所が LGWAN-ASP によって構築されたシステム（データベース）にアクセスすることが求められる。各自治体において、どの部局までが本システムに参加するかは、各自治体内の情報セキュリティポリシー等に則って決定されることが望ましい。

[4]自治体情報システム強靭性向上モデル：マイナンバー利用事務系において端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止するとともに、マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割等を実施を目的に総務省が示したシステムモデルのこと

2-2 システム化の範囲

（1）従来の情報管理

これまで、要保護児童等の情報は、各機関が機関内の業務効率化を向上させるために構築された機関独自のシステムによる管理や、エクセル等による情報の管理が中心となってきた。児童情報を他機関などに提供する際は、要保護児童等地域対策協議会で必要な情報収集や、国の定める児童記録票による情報収集を基本的には手作業で行ってきた。具体的には、情報収集のために自治体内の関係部署への電話等による情報照会や他機関への問い合わせを行うなどの手法が用いられてきた。こうした手法では、担当者の不在や情報取り寄せの際の調整などが発生しやすく、情報連携時の遅滞や伝達漏れが発生しないように、より確実な方策を講じる必要性が検討されている。

（2）本システムの利用シーン

本システムは、次のケースにおいて活用されることが想定される。

①機関内で登録された情報の閲覧・共有

②各機関の間での連携が必要となる際の情報共有

（3）本システムの役割

既存の都道府県・市町村の既存データベースに加えて、都道府県内の情報を一括管理する各機関の間のネットワークシステム（LGWAN-ASP）の構築によって、情報連携の高度化を推進する。そのため、都道府県内で管理される本システムのデータベースに各市町村・児童相談所が登録する要保護児童等の情報を格納し、管理・運用するものである。

図表4　要保護児童等の情報共有システムの全体像（案）

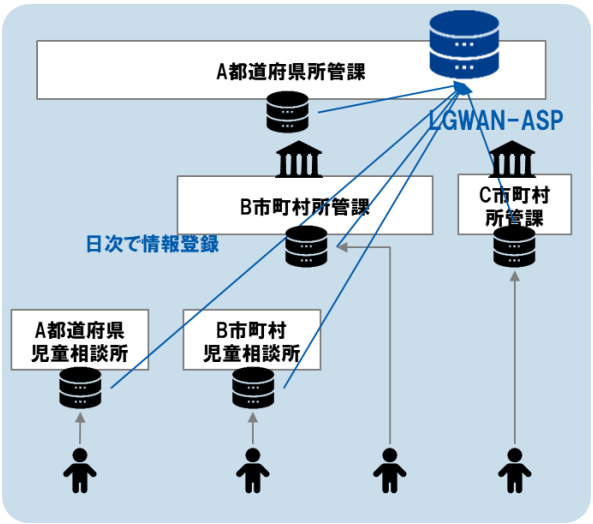

（4）本システムの構築範囲

本システムでは、市町村側でシステムに読み込ませるデータ整備、各都道府県による整備を前提とした情報共有システムにくわえ、全国の都道府県が情報連携を実施するための仕組みが求められる。なお、本調査研究は、全国での情報連携の実現を最終目的としつつも、その第一段階にあたる都道府県内での情報連携の実現を視野に入れていることに留意されたい。

上記を踏まえると、将来的には都道府県単位で児童の情報を管理するにしても、児童の情報が他の都道府県に登録されていないか、二重登録を防止するための仕組みが必要となるものと考えられる。次図では、全国マスターデータとして示しているが、児童の情報が他に登録していないかを検索するために、氏名・生年月日・性別・住所の基本４情報を用いる仕組みを構想している。

図表5　要保護児童等の情報共有システムの概要（案）

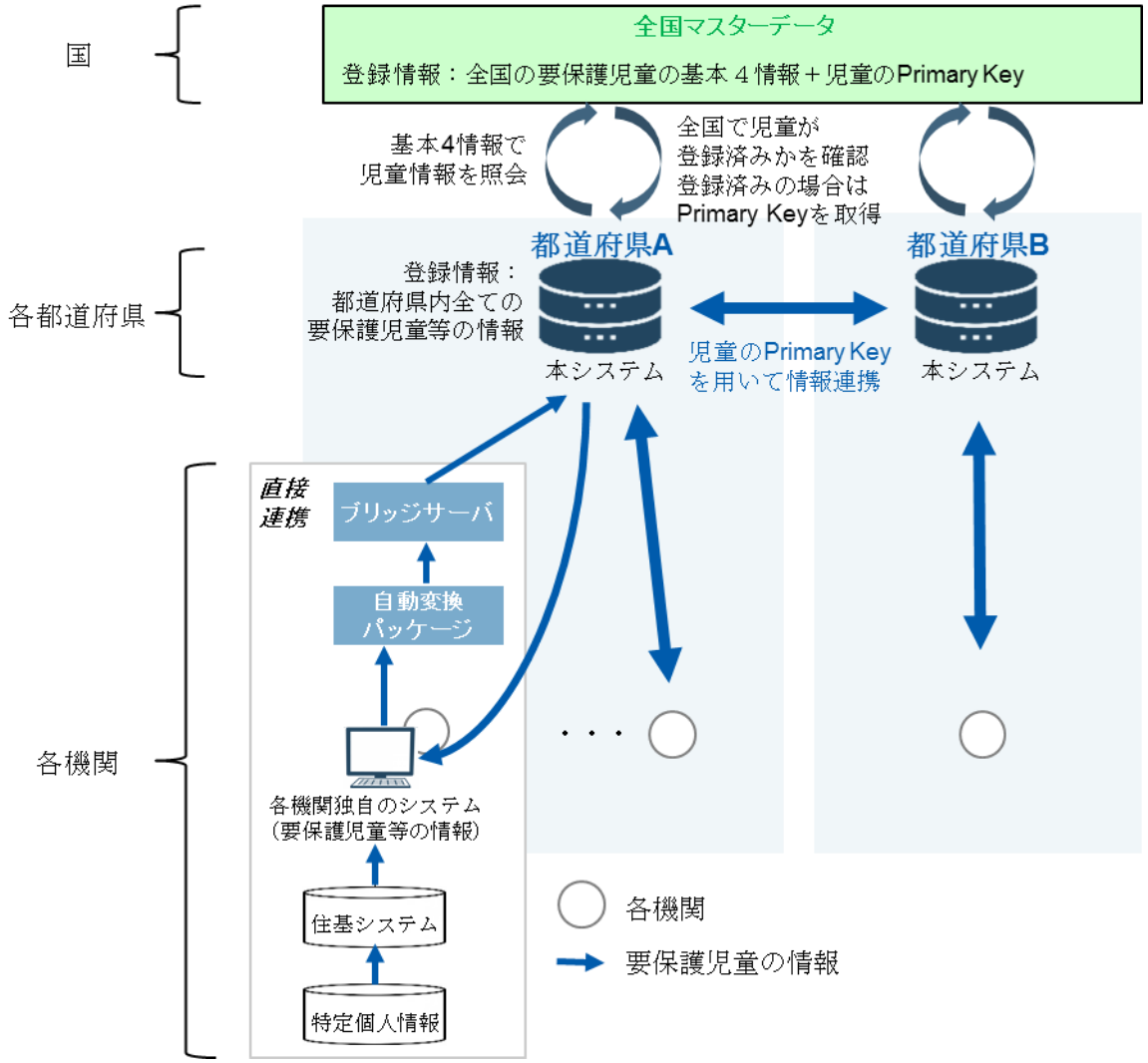

3. 要保護児童等の情報共有システムの実現機能

3-1 本システムの実現機能

（1）システム帳票

本システムで構築するデータベースでは、児童ごとの情報をまとめた①児童記録票と、所管する全児童を把握できるよう一覧にした②ケース進行管理台帳を出力できるようにする。

①児童記録票と②ケース進行管理台帳の出力形式は、それぞれ現在国が通知している帳票形式を使用する。現在国が通知している児童記録票に記載されている項目以外の情報の取り扱いについては、今後各機関における本システムの活用状況を踏まえて対応を検討することが必要である。

①児童記録票と②ケース進行管理台帳の具体的なイメージは、下記の図表を参照されたい。

なお、本システムの運用に当たり、これまでは児童の転入先で帳票を作り直す運用が一般的ではあったが、今後は原則として、システムを介して引き継いだ情報を継続して使用する継ぎ足し形式として運用することが求められる。

図表6 要保護児童等の情報共有システムで出力可能な帳票類（案）

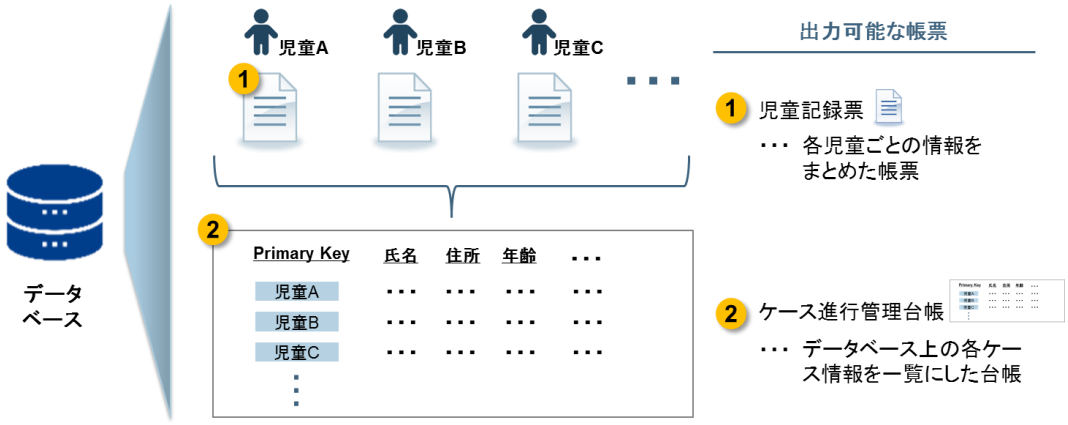

図表7　帳票イメージ（案）

①児童記録票

児童記録票

（１）様式

（第１面）

受理年月日	平成　　年　　月　　日					相談歴　有・無		
事例番号		種別			担当者			
子ども本人	氏名（ふりがな）（通称）	（　　）	性別	男 女	生年月日（S・H） 年　月　日	年齢		
	保育所等利用	保育所 幼稚園	保育所・学校等名 担任　　その他の関係職員			学年　年		
	本籍地	都 道 府 県（外国籍　　）						
	現住所							
保護者	氏名							
	現住所		続柄					
	電話		勤務先　　（留意）					
保護者	氏名							
	現住所		続柄					
	電話		勤務先　　（留意）					
相談者		子どもとの関係						
家族状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業（就業時間）	健康状況	備考（居住等）	

（第２面）

主訴												
生活状況（養育状況）												
経済状況												
福祉サービス・機関等利用状況												
統計分類	経路				種類別				処理			

（第３面）

受付　　年　月　日　（新・再）	
受付面接結果及び助言事項	
受付面接所見	担当者

（第４面）

調査結果及び支援事項	
調査所見	年　月　日　担当者

（第５面）

総合所見	

（第６面）

支援方針	支援内容及びその理由		
	保護者・子ども等の意向 保護者の意思 子どもの意向 その他（　　）		
	地域協議会の意見 ・照会の有無　　有（　　年　　月　　日）　　無 ・照会の事由 ・意見内容		
	短期的課題と支援方法	短期的課題 課題達成のための具体的支援方法 （関係機関との連携のあり方を含む）	
	中長期的課題と支援方法	中長期的課題	次期検証時期 年　月
		課題達成のための具体的支援方法 （関係機関との連携のあり方を含む） 年　月　日　　責任者	

（第７面）

調　査　、　面　接　、　相　談　支　援　等　経　過

（第８面）

支　　援　　の　　終　　結　　事　　由
子　ど　も　や　保　護　者　等　へ　の　説　明　内　容
終結年月日	平成　　年　　月　　日

②ケース進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年　齢	児童の 所　属	保　護　者 氏名・住所	相　談 受理日	管理記録					備考
							第１回	第２回	第３回	第４回	
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					
						会議日					
						主担当機関					
						状況等					

4. 情報システムの運用・業務フロー

4-1 運用フローの全体像

現行では、情報連携は電話やメール、対面で自治体担当者が庁内の関係部署に問い合わせを行ったり、児童相談所職員が自治体へ情報照会を都度実施する形で行われたりしている。児童虐待事案に関する情報をシステムで管理している機関もあるが、他機関との情報連携は依然システムを介さず電話や対面、及び紙面の郵送で行われている状況である。このような状況下では情報収集に時間と手間が掛かり、情報連携時の遅滞や伝達漏れが発生しないように、より確実な方策を講じる検討がなされており、あわせて業務効率化を目指した仕組みの構築が求められる。

図表 8 現行の情報連携の体制

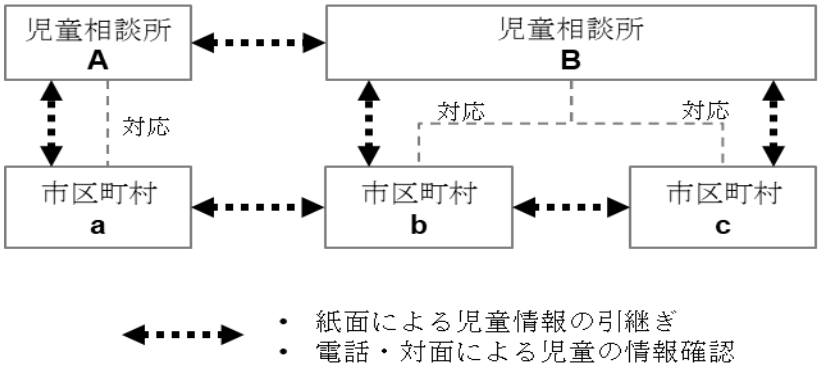

今後は、情報連携時の遅滞や伝達漏れの防止を実現すべく、各都道府県単位で本システムを整備し、各機関の保有する情報のシステム上で管理・照会を行うことが望ましい。

図表 9 今後の情報連携のありかた

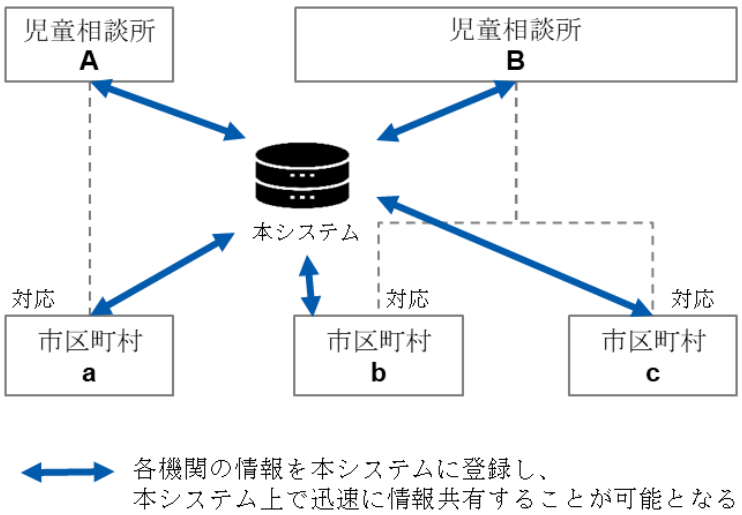

4-2 業務フローの詳細

（1）日々の情報更新

情報連携は、関係機関の間での切れ目のない情報連携を前提とし、本システムの情報も原則日次で更新する。本システムの情報の更新方法は、現時点での機関独自のシステム導入状況により 3 パターンに分けられ、それぞれのケースについては下記の通り詳述する。ただし、いずれのケースも本システムの情報は日次で更新することが求められる。

I. 機関独自のシステムを導入しており、かつ本システムへの自動変換パッケージ[5]を導入する場合
変換パッケージを導入することで機関独自のシステムの情報を、ブリッジサーバー[6]（ファイヤーウォール[7]）を介して、本システムに自動的に取り込むことができる。そのため担当職員の作業は、従来通り自機関のシステムの情報を更新するのみである。

II. 機関独自のシステムを導入済みだが、本システムへの自動変換パッケージを導入することができない場合
担当職員は、機関独自のシステムの情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。

III. 機関独自のシステムを導入しておらず、Excel ファイルもしくは紙面にて情報を管理している場合
Excel ファイルもしくは紙面にて管理している情報を CSV ファイルに変換し、CSV ファイルを本システムに取り込む。

[5] 自動変換パッケージ：手作業無しに自動的にシステムの情報を他のシステムへ取り込むことのできる変換ソフトウェアのこと
[6] ブリッジサーバー：異なるネットワークセグメント同士を接続させるためのサーバ（ハードウェア）のこと
[7] ファイヤーウォール：インターネットからの不正侵入を防ぐシステムのこと

図表 10　本システムの情報の更新パターン

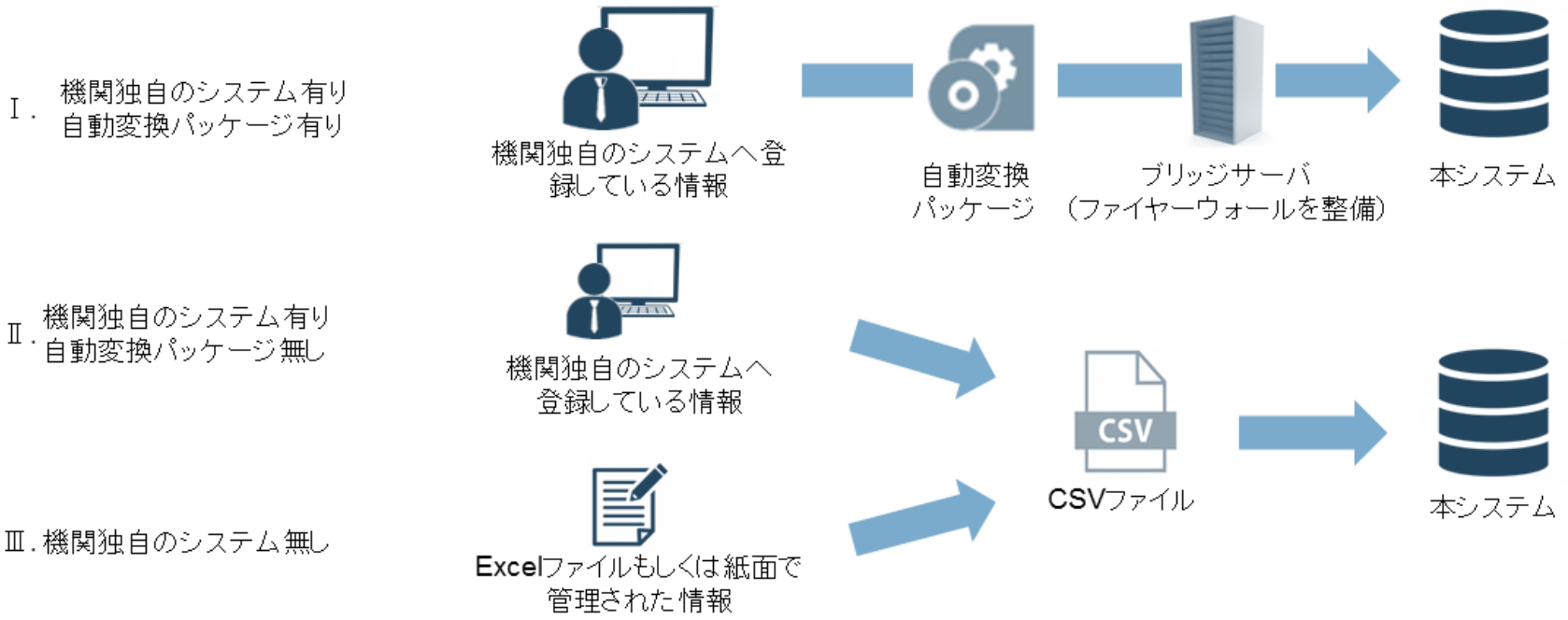

なお、自動変換パッケージを導入して機関独自のシステムから本システムへ自動的に情報を取り込む場合（上記ケースⅠ）は、ファイヤーウォールを整備したブリッジサーバを設置することが望ましい。機関独自のシステムの中で、要保護児童等の情報とマイナンバー等の特定個人情報と紐づいた住基情報が連携されている場合、特定個人情報を除外した情報のみがブリッジサーバへ取り込まれる仕様に設計する必要がある。ブリッジサーバを設置することで、機関独自のシステムと本システムを一本化した場合でも、各機関の管理する特定個人情報が外部に漏れることを防ぐことができる。

図表 11　本システムの情報の更新フロー

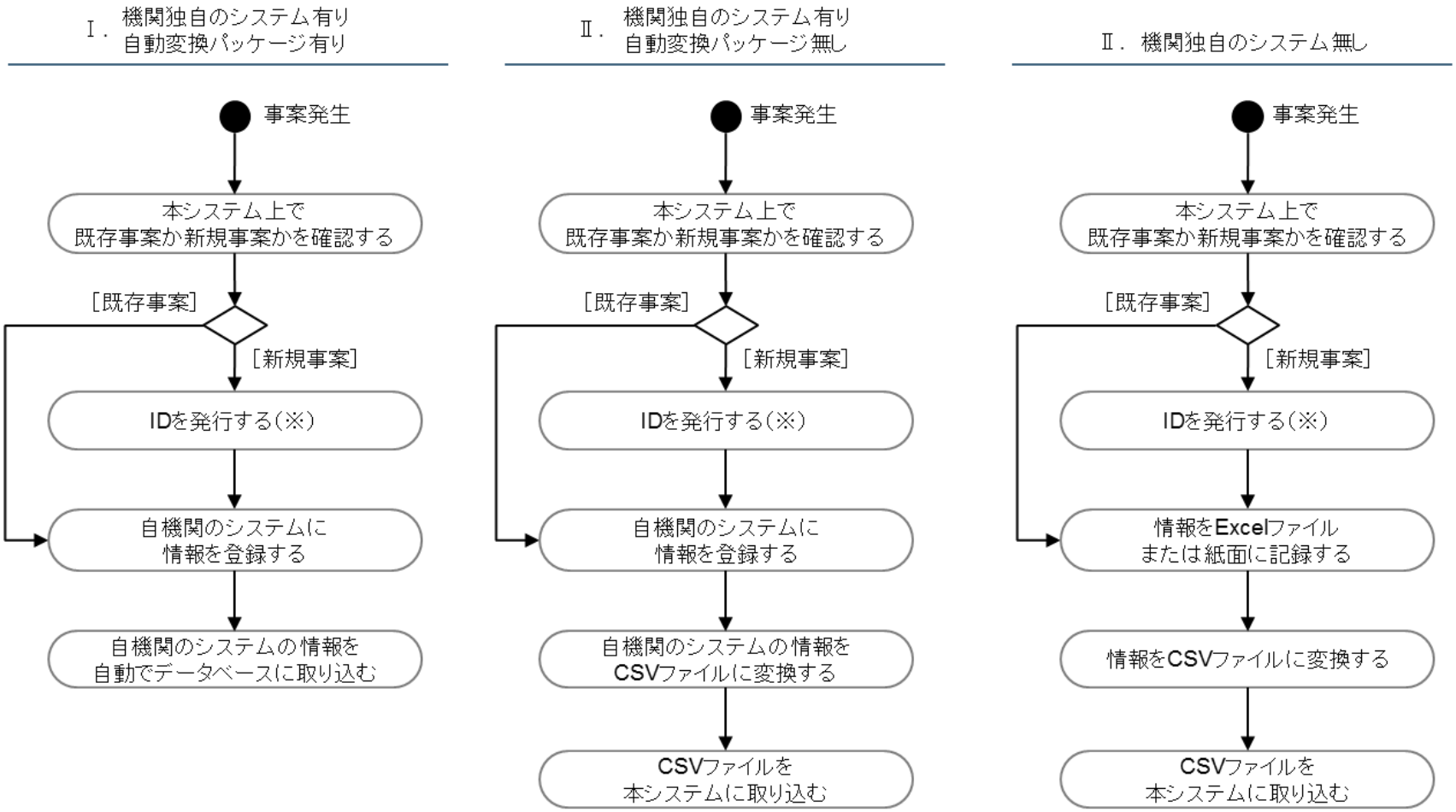

（2）要保護児童等の転出・転入時の情報連携

現行の情報連携の課題

要保護児童等の転居時には転出前後の自治体・児童相談所等の関係機関が、円滑な情報連携を行うことが求められるが、現行ではシステムを導入していない機関が多く、円滑な情報連携が十分にできていないケースもある。本システムを利用することで、転居児童の円滑な情報連携を行うことが可能となる。

要保護児童等が転居する際、転出元の自治体は転出先の自治体へ電話等で児童の転居を知らせる。本システムの運用にあたり、転出元の自治体より児童の転入の知らせを受けた転出先の自治体担当者は、児童の転入を確認した後、本システム上で情報の管理権限の移行申請を行う。転出元の自治体より１）申請に対する承認と、２）児童に紐づく情報の ID を取得することで、児童に関する情報の管理者となる。

図表 12　転居時の業務フロー（案）

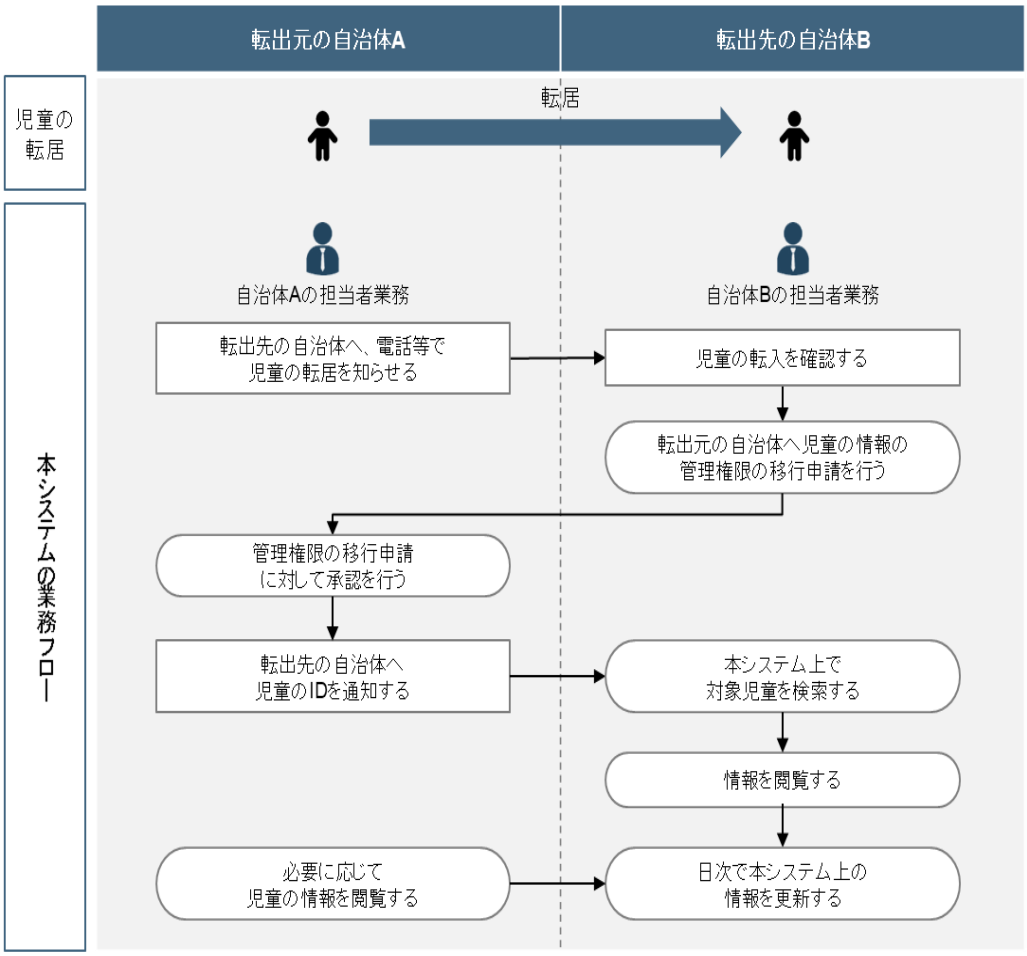

5. 調査結果

5-1 自治体・関係機関間ネットワークの構築方法

（1）自治体・関係機関間ネットワークの全体像と論点

本検討の対象となる自治体・関係機関間ネットワークは、都道府県下の自治体・児童相談所の要保護児童等の情報を一元的に管理する情報系システム[8]である。これを利用することで児童の転出入先の市町村および所管する児童相談所は、転居元の市町村および所管する児童相談所から即座に必要な情報を取得することができる。

（2）自治体・関係機関間ネットワークの構築方法

本調査研究を通じ、自治体・関係機関間ネットワークの構築においては、総合行政ネットワーク（以降、LGWAN[9]という）回線を使用したASP（以降、LGWAN-ASPという）でのシステム提供が望ましいという結論に至った。

本検討の開始当初は、政府情報システムはクラウドサービスの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト原則[10]」に則り、本ネットワークシステムもクラウド上で構築することが検討された。一方で、自治体・児童相談所の要保護児童等情報のように当事者のプライバシーに関わり、かつ長期的に残り続ける極めてセンシティブな内容を含む要配慮個人情報をクラウド上でやり取りするのは、情報漏洩の観点からリスクが大きいため、クラウド方式の採用を見送った。

代替案として、今回のネットワークの構築は、自治体・児童相談所等の関係機関のみを対象としたものであるから、既に整備されており外部接続から遮断されたネットワークであるLGWANを採用することとした。

（参考）LGWAN－ASPの役割と導入のメリット

各自治体・児童相談所等の関係機関における情報共有アプリケーションの導入には、LGWAN-ASP（LGWAN-Application Service Provider）を使用することが適切である。LGWAN-ASPとは、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションを各機関間で共同利用する仕組みであり、各機関が独自にシステムを構築するよりも標準的で経済的なシステムを導入・運用することができるといった利点がある。

出展）地方公共団体情報システム機構　月刊J-LIS　平成27年11月号より一部抜粋

[8] 情報系システム：業務やサービスの中核を担う基幹系システム以外のシステム。具体的には、社内外のコミュニケーション、事務処理の効率化、あるいは意思決定支援などに利用されるシステムを指す
[9] LGWAN：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと
[10] クラウド・バイ・デフォルト原則：政府情報システムは、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行う、という政府情報システムにおけるクラウドサービス利用に係る基本方針のこと

5-2 システムにおける個人の識別

（1）児童に紐づくPrimary Key設定の必要性

本ネットワークシステムは、特定の児童の情報について、転居前の情報も含めて一元的に閲覧できる状態を実現することが重要である。しかしながら、児童の転居や苗字の変更等により児童に紐付いて発番される Primary Key[11]が重複して発番されるケースが発生しているのが実情である。

特定の児童の情報が複数の Primary Key に紐付いていることは、その児童の情報が複数の記録に分散していることを意味し、児童の転居時の情報連携に漏れが生じていることが懸念される。本ネットワークシステムの検討においては、要保護児童等について、一人に対して一つの Primary Key を発番することが重要な課題である。

本ネットワークシステム構築の目的は、事案が起こった際の各機関同士の連携を円滑化することであり、そのためには Primary Key の一意性を担保することが重要である。

（2）Primary Keyの形式

Primary Key の形式は、一意性の担保、転居時の情報連携において以前居住していた自治体がどこかすぐに把握できるか否かという観点から、「自治体番号 / 独自番号体系コード」を採用する。児童が以前居住していた地域がすぐにわかることで、転居した場合でも同一事案をすぐに紐付けることができる点で、本ネットワークシステムの目的である、事案が起こった際の各機関同士の連携の円滑化に資する仕組みであるためである。

また、自治体番号としては、既存の市町村コードや各自治体内で独自に付番したコードではなく、システムが各市町村に発番する番号を採用する。既存の市町村コードは、自治体内の児童虐待事案担当者以外の職員であっても、児童の以前居住していた自治体を特定することができうるため望ましくない。また、自治体内で使用されるコードは、個人情報保護の観点から使用は難しい。

5-3 データベースで管理する情報の項目

（1）システムで管理する情報項目

システムで管理する情報項目については、全国で統一させることが必要となることから、国が通知している「児童記録票」を用いることとする。

なお、登録すべき情報については、保護者の入所歴、児童の一時保護歴および最終面談日など、事案の危険度を判断するために必要な項目や、虐待の加害者の情報も加えるべきで、加害者の情報がシステム上に登録されていれば、虐待通告を受けた 48 時間以内の状況確認

[11] Primary Key：システム上、個人を特定するために付与する番号や記号のこと。関係データベースの表において、行を一意に識別するためのもので主キーとも呼ばれる

の際の事前インプットとして非常に役立つ。「保護者との関係性」「保護者の様子」、「児童の様子」など極めて主観的判断になりやすい情報は、情報の閲覧者に先入観を与えてしまう恐れがあり、発言のみなどの事実を記録するのは良いが、前述の保護者に関わるの項目と同様、主観が入りやすい情報項目への留意が必要である。これらの議論を踏まえ、今後、システムでどのように運用していくか、また追加的な帳票のあり方については検討を重ねる必要がある。

（2）データ形式（インターフェース）

自治体・児童相談所は、各組織の持つ児童の情報を本ネットワークシステム上に登録する際、全国で統一されたフォーマットとルールに従って既存システムからの出力情報を登録することが求められる。将来的に都道府県間でのシステムの接続を念頭においているため、データ形式が統一されていない場合、システムの接続がうまくいかないことが想定されるため、データ形式を定める必要があり、上述した基本４情報については、原則として総務省の定める「中間標準レイアウト」に準拠したインターフェースの採用を必須とする。その他の項目のデータ形式については、各自治体・児童相談所での取り扱いを踏まえ、引き続き検討を要する。

図表 13　有識者ヒアリングで検討した情報項目（案）

（1/2）

大項目	中項目	小項目	データ形式	桁数
受理年月日			（西暦4桁）年 （2桁）月 （2桁）日	8
相談歴			有：1 無：2	2
事例番号			自治体コード4桁+連番コード6桁	10
種別			身体的虐待：01 性的虐待：02 ネグレクト：03 心理的虐待：04	2
担当者			自由記入	－
子ども本人	氏名・フリガナ		自由記入	205
	通称		自由記入	－
	性別		男：1 女：2	1
	生年月日		（西暦4桁）年 （2桁）月 （2桁）日	4 2 2
	年齢		自由記入	－
	保育所等利用	保育所等利用状況	保育所：01 幼稚園：02 学校：03	2
		保育所・学校名	自由記入	－
		担任	自由記入	－
		その他の関係職員	自由記入	－
		学年	自由記入	－
	本籍地	都道府県	自由記入	－
		（外国籍）	自由記入	－
	現住所		自由記入	－
保護者 ※保護者2名分記載可能	氏名		自由記入	205
	現住所		自由記入	－
	続柄		父親：01 母親：02 祖父：03 祖母：04 兄弟：05 姉妹：06 叔父：07 叔母：08 従兄弟・従姉妹：09 その他：10	2

大項目	中項目	小項目	データ形式	桁数
相談者	子供との関係		自由記入	－
家族状況 ※家族6名分記載可能	続柄		父親：01 母親：02 祖父：03 祖母：04 兄弟：05 姉妹：06 叔父：07 叔母：08 従兄弟・従姉妹：09 その他：10	2
	氏名		自由記入	205
	生年月日		（西暦4桁）年 （2桁）月 （2桁）日	8
	年齢		自由記入	－
	職業		自由記入	－
	就業時間（就業開始時間）		（2桁）時（2桁）分　※24時間形式	2 2
	就業時間（就業終了時間）		（2桁）時（2桁）分　※24時間形式	2 2
	健康状況		自由記入	－
	備考（居住等）		自由記入	－
主訴			自由記入	－
生活状況（養育状況）			自由記入	－
経済状況			自由記入	－
福祉サービス・期間等利用状況			自由記入	－
統計分類	経路		家族：01 親戚：02 近隣知人：03 児童本人：04 福祉事務所：05 児童委員：06 保健所：07 医療機関：08 児童福祉施設：09 警察等：10 学校等：11 その他：12	2
	経路（その他：12の場合）		自由記入	－
	種類		身体的虐待：01 性的虐待：02 ネグレクト：03 心理的虐待：04	2

大項目	中項目	小項目	データ形式	桁数
統計分類 (つづき)	処理		面接指導(助言指導):01 面接指導(継続指導)::02 面接指導(他機関斡旋):03 児童福祉司指導:04 児童委員指導:05 児童家庭支援センター指導・指導委託:06 市町村指導委託:07 市町村送致:08 福祉事務所送致又は通知(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む):09 児童相談所送致:10 知的障害社会福祉:11 助産又は実施に係る都道府県知事への報告:12 訓戒・誓約:13 児童福祉施設入所:14 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致:15 児童福祉施設通所:16 指定発達支援医療機関委託:17 里親委託:18 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致:19 障害児入所施設等への利用契約:20 その他:21	2
受付　年　月　日　(新・再)			(西暦4桁)年 (2桁)月 (2桁)日	8
受付面接結果及び助言事項			自由記入	−
受付面接所見	担当者		自由記入	−

大項目	中項目	小項目		データ形式	桁数
調査結果及び支援事項				自由記入	−
調査所見	年　月　日			自由記入	8
	担当者			自由記入	−
総合所見				自由記入	−
支援方針	支援内容及びその理由			自由記入	−
	保護者・ 子供等の意向			自由記入	−
		保護者の意思		自由記入	−
		子供の意向		自由記入	−
		その他(　)		自由記入	−
	地域協議会の意見	・紹介の有無		有:01 無:02	2
		・紹介の有無 (有の場合、年月日)		(西暦4桁)年 (2桁)月 (2桁)日	4 2 2
		・紹介の事由		自由記入	−
		・意見内容		自由記入	−
	短期的課題と 支援方法	短期的課題		自由記入	−
		課題達成のための具体的支援方法(関係機関との連携のあり方を含む)		自由記入	−
	中長期的課題と 支援方法	中長期的課題		自由記入	−
		課題達成のための具体的支援方法(関係機関との連携のあり方を含む)　年　月　日　責任者		自由記入	−
	次期検証時期　年　月			自由記入	8
調査、面接、相談支援等経過				自由記入	−
支援の終結事由				自由記入	−
子どもや保護者への説明内容				自由記入	−
終結年月日	平成　年　月　日			(西暦4桁)年 (2桁)月 (2桁)日	8

5-4 システムの機能等

（1）機能概要

本ネットワークシステムでは、下記に示す 9 つの機能を有することが求められる。

利用シーンは、1）自機関内でのシステム利用時、2）自機関で保有する情報のデータベースへの登録・終結時、3）他機関との連携時の大きく 3 パターンに区分することができる。

なお、「1.1.権限付与」と、「3.1.他機関からの閲覧・帳票印刷申請承認」、「8.他機関への管理者変更申請」の申請承認については、原則、管理職が行うことが望ましい。

1. 自機関内で本システムを利用する場合
   1.1. 権限付与
      - 自機関の各担当者に、システム上で各機能の権限を付与する。
   1.2. 閲覧
      - 本システム上で自機関が管理している児童情報および他機関から承認を受けて参照可能な児童情報を閲覧する。
   1.3. 帳票印刷
      - 本システム上で自機関が管理している児童情報および他機関から承認を受けて参照可能な児童情報を帳票として印刷する。
2. 自機関で保有する情報を本システムへ取り込む場合
   2.1. 登録・更新
      - 新規に発生した児童虐待事案について、児童情報を本システムへ登録する。
      - 本システム上で自機関が管理している児童情報を更新する。
   2.2. 終結
      - 本システム上で自機関が管理している児童情報について、ケースが終結した場合に本システム上で終結処理を行う。
3. 他機関と情報の連携を行う場合
   3.1. 閲覧・帳票印刷の申請承認
      - 本システム上で自機関が管理している児童情報に対し、他機関から閲覧・帳票印刷の申請を受理した場合に申請を承認する。
   3.2. 転出情報の伝達
      - 児童が転出した際、転出元の自治体・児童相談所は、転出先の自治体・児童相談所へ児童が転居したことをシステムを介して伝達する。
   3.3. 他機関への管理者変更申請
      - 児童が転居した際、転出先の自治体・児童相談所は、児童情報を主体的に管理する必要があり、転出元の自治体・児童相談所へ、本システム上の情報の管理者変更申請を行う。

3.4. 他機関からの管理者変更申請の承認

- 児童が転居した際、転出元の自治体・児童相談所は転出先の自治体・児童相談所より本システム上の情報の管理者変更申請を受理し、申請に対して承認を行う。

（2）システムの閲覧権限

システムの閲覧権限は、「管理職員」、「一般職員」、「その他の職員」の３つに大別し、それぞれの権限を設定することとし、各職員には、「管理権限」、「一般権限」、「制限つき権限」の３つの権限を付与することとする。

参考資料　先行事例ヒアリング結果

1. 東京都

■東京都の基本情報

東京都は、東京都福祉保健局を中心に、都内に１ヶ所の児童相談センターと 10 ヶ所の児童相談所を有している。

■システムの概要と将来展望

東京都では、平成 14 年より保護児童に関する情報を管理するためのシステムの運用を開始している。システムは、１）相談情報システム、２）費用徴収システム、３）里親情報システム、４）アセスメントシステムの４システムで構成されており、東京都福祉保健局と先述した都内 11 ヶ所の児童相談所間にて、保護児童に関する情報を連携している。なお、これらの４システムは同時に稼動したわけではなく、順次システム間で連携をしたもので、一挙に構築されたものではない。

当該システムは、東京都本庁舎と中央児童相談所にサーバーを設置しており、各児童相談所の端末にシステムが組み込まれている。閉鎖網型のシステムで、ネットワークで連携されており、情報が外部に流出しない仕組みがとられている。なお、東京都のシステムでは LGWAN は使用されていない。

なお、本システムでは、マイナンバーのサブシステムとの連動についても議論されたが、結果的にシステムとの積極的な連動は控えた経緯がある。平成 31 年１月時点では、保護者からの同意が得られた場合に限り、児童福祉司が手動でマイナンバーを本システムに移しており、限定的にしか使用できない形にしている。具体的には、マイナンバー法に基づき、生活保護者と非課税世帯に限り費用徴収関連の事務に活用したり、里親登録の際に活用している。これまで、費用徴収システムにおいては、相手方から非課税証明書を受領し、証明書の内容を手入力してきたが、こうした一連の業務がシステム連携されることで自動化されている。マイナンバーを使用できると、保護者が市役所に行って、課税証明書等を取得しにいかずに済むことから、保護者の利便性を考慮して活用しており、東京都の職権の範囲で主に費用徴収に係る業務等に活用されている。

■システムに登録されている情報

児童ごとに個人番号（児童番号）を付与し、児童票のフォーマットに沿って情報を入力している。なお、個人を識別する ID に関しては、後述する。児童票の記載内容は下記の通り。

●登録されている情報項目

- ✓ 児童票（１）児童・保護者・家族の氏名、生年月日、住所等の個人情報
- ✓ 児童票（２）相談内容、児童及び保護者等の状況、児童相談所の意見（援助指針）
- ✓ 児童票（３）児童の生育状況
- ✓ 児童票（４）援助指針の内容、指針選択の理由、法的対応、
- ✓ 短期・中長期的課題と援助方法
- ✓ 児童票（５）心理学的所見
- ✓ 児童票（６）医学的所見
- ✓ 児童票（７）一時保護歴、保護所援助方針、所見

児童票の他、指導経過記録票（面接・電話内容の記録）、児童指導台帳（施設ごとの受理内容一覧）を把握している。

図表 1　東京都 情報共有システムの帳票イメージ

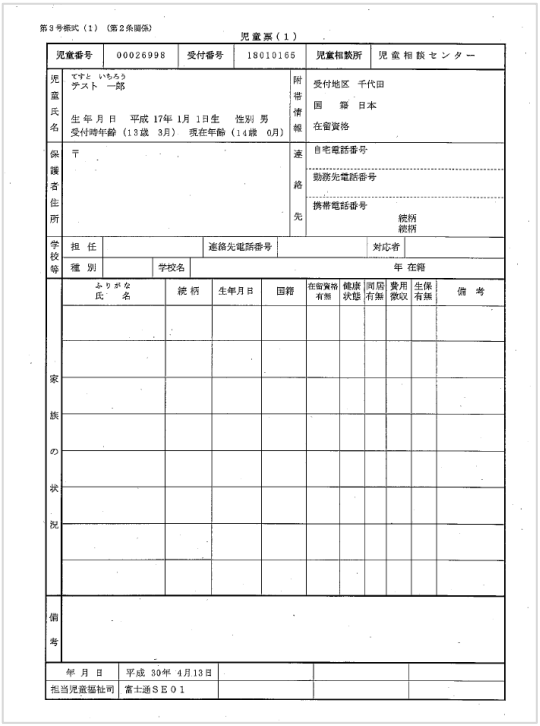

第３号様式（１）（第２条関係）

児童票（１）

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター

児童氏名	てすと　いちろう テスト　一郎 生年月日　平成 17年 1月 1日生　性別 男 受付時年齢（13歳　3月）　現在年齢（14歳　0月）	附帯情報	受付地区　千代田 国　籍　日本 在留資格
保護者住所	〒	連絡先	自宅電話番号 勤務先電話番号 携帯電話番号 続柄 続柄
学校等	担任	連絡先電話番号	対応者
	種別　学校名	年　在籍	

家族の状況	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	国籍	在留資格有無	健康状態	同居有無	養用徴収	生保有無	備考

備考	

年月日	平成 30年 4月13日			
担当児童福祉司	富士通ＳＥＯ１			

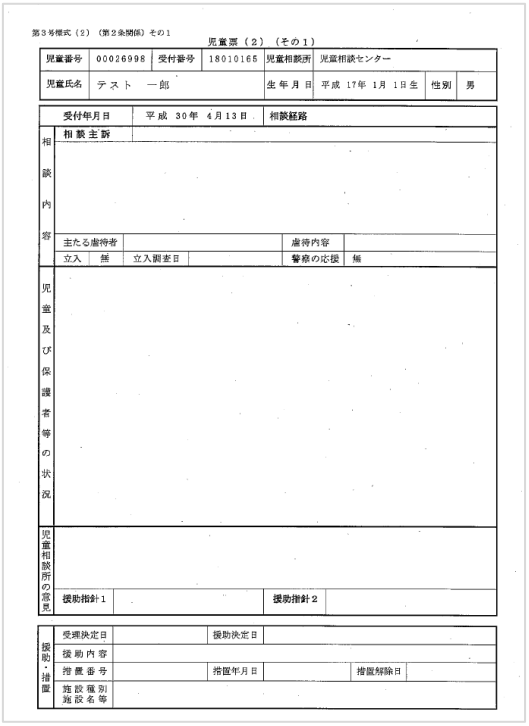

第３号様式（２）（第２条関係）その１

児童票（２）（その１）

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生
性別	男				

受付年月日	平成 30年 4月13日	相談経路	
相談内容	相談主訴		
	主たる虐待者	虐待内容	
	立入　無　立入調査日	警察の応援　無	
児童及び保護者等の状況			
児童相談所の意見			
	援助指針１	援助指針２	

援助・措置	受理決定日		援助決定日	
	援助内容			
	措置番号		措置年月日	措置解除日
	施設種別 施設名等			

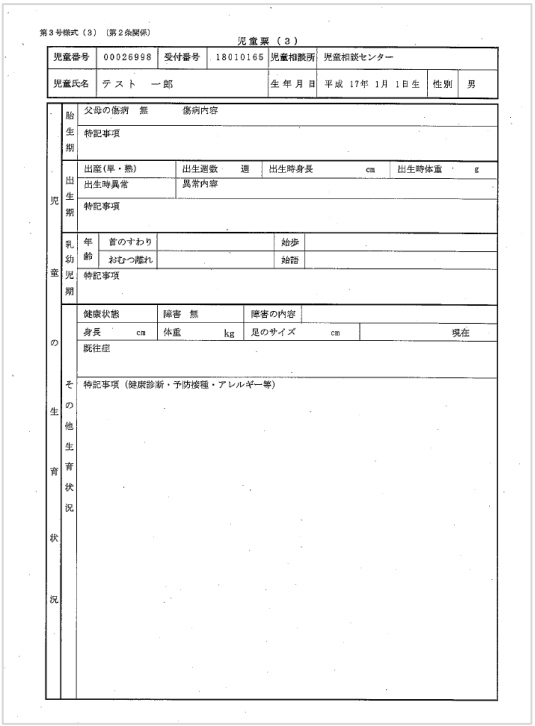

第３号様式（３）（第２条関係）

児童票（３）

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生
性別	男				

児童の生育状況					
胎生期	父母の傷病　無　傷病内容				
	特記事項				
出生期	出産(単・熟)	出生週数　週	出生時身長　cm	出生時体重　g	
	出生時異常	異常内容			
	特記事項				
乳幼児期	年齢	首のすわり		始歩	
		おむつ離れ		始語	
	特記事項				
その他生育状況	健康状態	障害　無	障害の内容		
	身長　cm	体重　kg	足のサイズ　cm	現在	
	既往症				
	特記事項（健康診断・予防接種・アレルギー等）				

第３号様式（４）（第２条関係）その１

児童票（４）

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生
性別	男				

援助指針の内容				
援助指針選択の理由				
保護者及び児童の意向	（保護者）　承諾書　／不承諾理由			
	（児　童）　承諾　／不承諾理由			
法的対応	1	対応日 解除日	結果	
	2	対応日 解除日	結果	
	3	対応日 解除日	結果	
	開示請求		不服申立	
審議会	諮問年月日	諮問年月日	諮問年月日	
	諮問内容	諮問内容	諮問内容	
	諮問結果	諮問結果	諮問結果	
短期的課題と援助方法	短期的課題 課題達成のための具体的援助方法（関係機関との連携のあり方を含む。）			
中長期的課題と援助方法	中長期的課題 課題達成のための具体的援助方法（関係機関との連携のあり方を含む。）			

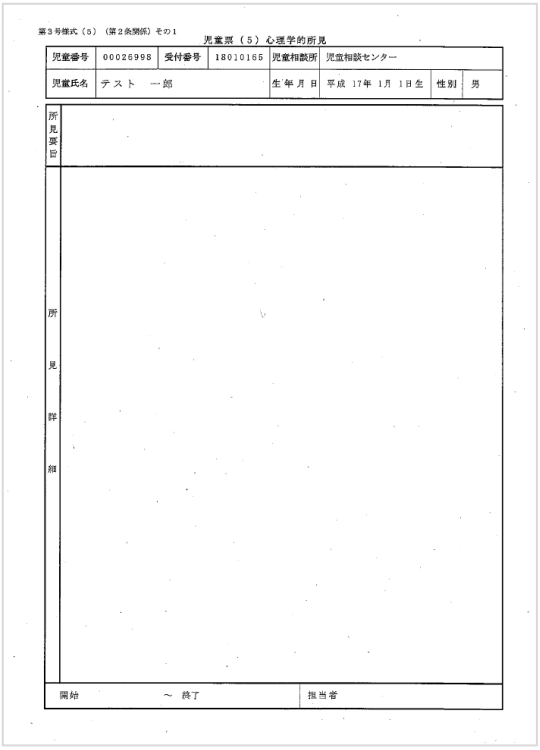

第３号様式（５）（第２条関係）その１

児童票（５）心理学的所見

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生	性別	男

所見要旨

所見詳細

開始　～　終了　担当者

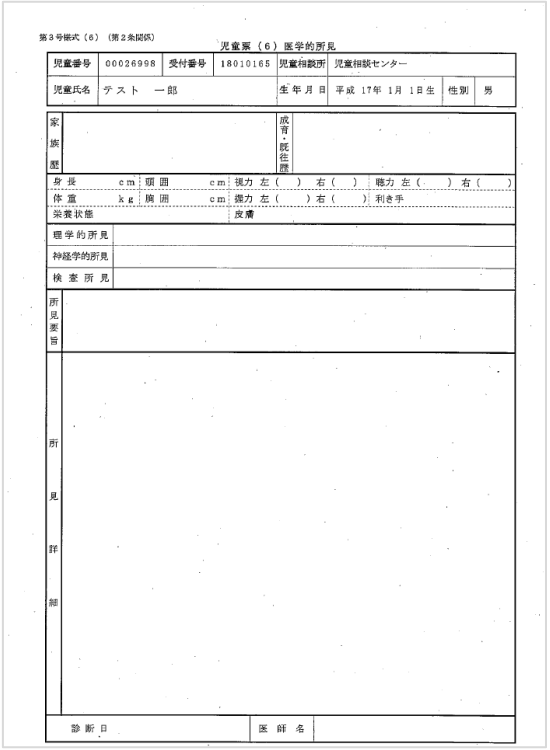

第３号様式（６）（第２条関係）

児童票（６）医学的所見

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生	性別	男

家族歴　成育・既往歴

身長　cm　頭囲　cm　視力 左（　）右（　）　聴力 左（　）右（　）

体重　kg　胸囲　cm　握力 左（　）右（　）　利き手

栄養状態　皮膚

理学的所見

神経学的所見

検査所見

所見要旨

所見詳細

診断日　医師名

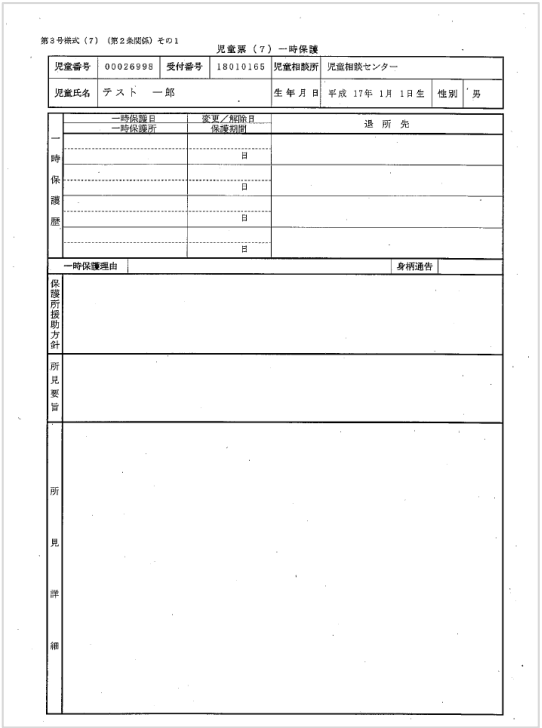

第３号様式（７）（第２条関係）その１

児童票（７）一時保護

児童番号	00026998	受付番号	18010165	児童相談所	児童相談センター
児童氏名	テスト　一郎			生年月日	平成 17年 1月 1日生	性別	男

一時保護日 / 一時保護所	変更／解除日 / 保護期間	退所先
	日	
	日	
	日	
	日	

一時保護理由　身柄通告

保護所援助方針

所見要旨

所見詳細

出所）東京都提供資料

■システムセキュリティ・参照範囲

東京都の児童保護担当の係は、システムに登録されている全件について閲覧権限を有しており、ユーザーによる機能制限は設けていない。児童相談所の管理者・非管理者（非常勤職員含む）とも、10ヶ所の他施設・担当外児童を含む、全件について閲覧権限がある。

閲覧制限がかかるユーザーは、夜間連絡調整員（17:45以降勤務）のみである。夜間連絡調整員は、本システムの画面は閲覧できるが、詳細な指導記録は閲覧できない。このほかにも、臨時職員はPCを付与されていないため、閲覧もできない。

閲覧権限などを付与できるのは、システム担当の家庭支援課、中央児童相談所の指導部門のみである。なお、すべてのユーザーに共通して、費用徴集システムの一部（中央児童相談所の費用徴集担当部門が管理）や、措置・通知画面（各児童相談所管理部門の職員が管理、情報セキュリティ部門が監査）は、間違った情報の入力を防止するため、入力ロックをかけている。

日常的な制限ではないが、報道されるような事件化したケースなどは、職員によるむやみな閲覧を避けるため、一時的にロックをかけることもある。なお、本システムでは、ログイン履歴や画面閲覧履歴は、システムの委託業者に開示を依頼すれば確認できるが、使用状況を常に管理しているものではない。

■Primary Key（主キー）の設定

本システムでは、データベース上では、ケースではなく児童の個人番号をベースに登録・管理している。管理にあたり8桁の個人番号（児童番号）は情報入力時に自動的に付与される。この個別番号は相談受付日順に、若い番号から1つずつ採番されており、単純に数字が積み上がる方式となっている。なお、児童の他に児童の親権者にも個人番号が付与されるが、祖父母や児童相談記録を受理していない兄弟およびその他親族には番号は付与されない。

なお、現行のシステムに移行する前に保有していた児童情報については、移行後のデータと区別するため、頭の数字に9を設定して管理している。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

東京都では、土日に緊急対応が発生した場合、稼動していない区市町村からは情報を取得できない。また、情報取得に関する責任者が不在の場合も取得に時間がかかる。共通システムが導入されていれば、いつでも必要な情報を取得することか可能となることが期待される。

■他自治体との情報共有の現状

東京都では、他自治体と児童受け入れに関する引き継ぎが必要な場合には、児童相談所における受理暦、虐待の状況・年次、虐待通告の年次・指導内容などを連携している。システム上に連携情報を吐き出すシートはないため、電話や対面にて情報提供を行う。報告内容は

特定の項目が決まっているわけではなく、引き継ぎごとに聞かれた内容に回答している。

連携を期待する情報としては、児童のリスクに関する情報。すぐに保護する必要がある児童なのか、時間をかけて保護者と関係を構築する必要がある児童なのか判断する。他には主訴の内容、家族構成などは連携が必要である。また、緊急度・重要度判断する基準として、東京都では独自のリスクアセスメントシートを作成しており、子供家庭センターや、区市町村と協議する際に使用している。一方、他県との引き継ぎでは、国が作成したアセスメントシートを使用するようにしていることから、児童が他県に転出する場合は、必ず国の示したアセスメントシート情報で連携している。

他県から児童を受け入れる際は、アセスメントシートがある場合とない場合があるが、シートがない場合、緊急度情報の欠落を補うために、児童の状況や転入日時などの必要な情報は第一報にて確認している。ただし、リスクが高いと判断される場合は、対面で引き継ぐようにしており、あわせて転出前の児童相談所と保護者の関係性なども連携している。プルダウンでは伝わらない温度感も含めて対面で確認することを心掛けている。

引き継ぎの際は、児童福祉司が中心となってデータを登録している。区市町村から児童相談所へは、協力要請の電話にて、家庭の状況や必要な保護に関する情報を連携している。虐待の情報は、日々、紙ベースで連携しており定期的に管理・更新がなされている。

2. 神奈川県

■神奈川県の基本情報

神奈川県は、人口 9,179,835 人、面積 2,416km² で、県内に横浜市、川崎市、相模原市の 3 政令市、30 市町村を持ち、人口数が東京都に次ぐ全国第 2 位の規模の県である。

神奈川県が所管する児童相談所は、中央児童相談所、平塚児童相談所、鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所、厚木児童相談所の 5 箇所で、県内には先の 3 政令市の児童相談所、中核市の横須賀市の児童相談所を含む 14 児童相談所が設置されている。神奈川県では県所管・政令市・中核市所管の全児童相談所の課長や所長が集まる連絡会が年 2 回開催されるなど、県内児童相談所の広域的な情報連携が図られている。

■システムの概要と将来展望

神奈川県は、民間事業会社が提供する「児童相談所情報ネットワークシステム（以下「児相システム」）」を平成 20 年度より導入しており、県が所管する 5 箇所の児童相談所間においては、すでに要保護児童等の情報連携を実現している。従来、紙面で管理していた児童記録を、システム上で管理する仕組みに移行して、システム化を図った。

ただし児相システムは、県内の 3 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）および 1 中核市（横須賀市）が所管する児童相談所の各システムとは連携していない。市によっては神奈川県と異なるベンダーのシステムを導入しているケースもみられるため、システム間連携は調整を必要とすることが予想される。

児相システムは庁内のネットワークを利用しており、有線 LAN を繋げた場合のみシステムが利用できる。

■システムに登録されている情報

システム上に登録されている主要項目は下記の通り。

●登録されている主要な情報

- ✓ 担当者　（主担当者、副担当者）
- ✓ 関係機関　（生活保護、障害、その他における関係機関）
- ✓ 児童の情報（世帯構成、氏名、性別、生年月日、年齢基準学年）
- ✓ 所属
- ✓ 住所
- ✓ 相談受理日
- ✓ 虐待種別
- ✓ 重症度（リスクアセスメント）
- ✓ 援助内容

- ✓ 援助方針会議
- ✓ 直近情報
- ✓ 備考

■システムセキュリティ・参照範囲

児相システムを利用する際は、マイナンバー系業務用の利用端末にログインする仕組みになっている。職員個別のセキュリティカードを非接触型のカードリーダーにかざして職員端末にログインした後に、セキュリティカードに紐付いたパスワードを 2 回入力することで、児相システムを利用できる。パスワードの 5～6 ヶ月に 1 回の頻度で更新される。児相システム利用時に 3 分間離席すると、端末がロックされる仕組みになっている。

児相システムに登録された情報を閲覧できる組織は､県が所管する 5 箇所の児童相談所、および県の子ども家庭課および障害福祉課である。

児童相談所の職員は、自身が所属する児童相談所が登録した情報についてのみ閲覧権限が付与されている。所長および子ども支援課については、他の児童相談所が登録した児童の情報についても閲覧権限が付与されている。これは、児童相談所の管轄地域を跨いで児童が転居するケースを見据えた措置である。

一方、県の子ども家庭課は、児相システムに登録された情報のうち、マイナンバー以外の全ての情報について閲覧することができる。

児相システムに登録された情報のアクセス履歴から「どの児童の情報を、誰が閲覧したか」を直接確認できるのは、システムを提供する民間事業会社のみである。県がアクセス履歴を確認する必要が生じた場合は、民間事業者に問い合わせてアクセス履歴を確認してもらう。

なお、システムへの情報登録の履歴は、児童記録の中に表示される仕様になっている。

■Primary Key（主キー）の設定

児童に紐付ける Prime Key は英数字 11 ケタで、「児童相談所番号（2 ケタ）/ 元号（英字 1 字）/ 年度（2 ケタ） / 受付番号（4 ケタ）」で構成されている。たとえば、Prime Key が「01H240001」の場合は、「児相番号 01=中央児童相談所 / 平成 / 24 年 / 受付番号 1 番」と読み解ける。

なお、一人の児童に複数の Prime Key が紐づくことのないよう、名寄せを行っているが、児童の苗字が変わった場合に同一人物であると気づかずに Prime Key が重複してしまうケースや、県所管の児童相談所間で児童の情報が移管された際に、新たな Prime Key が発番されて重複が発生するケースも存在する。そうしたケースは、必要に応じて民間事業者に依頼して一つの Prime Key に統一してもらう。しかし、民間事業者にデータの修正を依頼する際には、児童相談所職員が課長クラスにデータ修正依頼を申請し、さらに課長クラスが県の子ども家庭課に連絡し、子ども家庭課職員がソフテム社にデータ修正を依頼するといったレポートラインを辿る必要が生じる。Prime Key の重複を防ぐために、児童相談所の職員が児

童の情報を登録する際には、必ず児童の既存のケース情報がないことを児相システム上で確認した上で、新規の情報登録をするようにしている。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

児相システムの導入により、ケースの進行管理をしやすくなったのが、大きいメリットであると担当者は述べた。例えば児童の保護者からの電話を受けたときなどは、電話を受けた職員が、他の職員が作成した進行記録のレポートをすぐにシステム上で閲覧して問い合わせに回答できるようになった。

またシステム導入前は、児童の記録を時系列に記録する必要があったが、システム上では自動的に時系列で登録されるため、書きやすいものから記録を作成することができるようになった点がメリットとして挙げられる。

国に提出する統計データについても、児相システムを利用することにより容易に出力できるようになったとの言及もあった。

■システム運用時の業務課題

都道府県を跨いだ全国規模の児童相談所システムがの構築により、担当者が転居児童の以前居住していた自治体から住民票を取り寄せるといった手間をかけることなく、転居前のケース情報を閲覧することができるので、非常にメリットが大きいと感じる。しかし、全国規模での情報連携に向けたシステム改修は、都道府県にとって大きな負担になる。神奈川県が現在利用している児相システムは LGWAN を利用していないので、システム改修にあたり LGWAN にデータを移行する手間が生じる。特に神奈川県は、平成 28 年度に児童の措置情報をマイナンバーと紐付ける目的で、LGWAN から個人情報系にシステム改修した経緯があるため、再度 LGWAN にシステム改修することは、神奈川県にとって負担が大きい。

また、全国規模の情報連携システムの構築にあたり、市町村のデータを吸い上げるための新しいシステムを全て県が用意するだけの工数を確保することは難しいとの言及があった。既存のシステムを全て置き換えるのではなく、既存のシステムを一定程度活用しながら、新たな情報連携の仕組みを検討していくことが望ましいであると担当者は述べていた。

3. 千葉県

■千葉県の基本情報

千葉県には、千葉市が管轄する千葉市児童相談所のほか、千葉県が管轄する 6 児童相談所の合計 7 箇所の児童相談所が設置されている。千葉県庁は、千葉市が管轄する千葉市児童相談所を除く 6 箇所の児童相談所と本システムを使用して、要保護児童等の情報連携を行っている。

■システムの概要と将来展望

千葉県は平成 21 年に民間事業者に委託する形でシステムを導入し、児童相談所とシステムを介した情報連携を行っている。サーバは、システム導入初期は委託先が保守・運用するデータセンターに設置していたが、コスト的な観点より平成 25 年に庁内に移しており、現在では庁内のシステム課で管理している。

なお、あくまで児童相談所間の情報連携システムであるため、基礎自治体への情報共有は現在でも紙ベースで行っている。警察と共有している内容は事案の基本情報のみである。詳細な情報については、会議等の際に口頭で説明している状況である。

■システムに登録されている情報

システム上に登録されている主要項目は下記の通り。マイナンバーや住基情報など他の個人情報とは連携させていないが、児童記録票については国で示されたものにほぼ準拠するものを使用している。なお、収集した情報は文書管理規定に従い廃棄している。

■登録されている主要な情報

- ✓ 児童の情報（名前・性別・学校等）
- ✓ 同居家族の情報（名前・性別・学校等）
  ※保護した児童を家庭に返す際に、別居家族に連絡を取る可能性があるため、必要に応じて別居家族についても調査・記載
- ✓ 通告に関する情報（虐待種類）
- ✓ 児童相談所の対応後の経過情報
- ✓ リスク判定の結果
- ✓ 通報時の電話対応の際議事録

平成２９年５月に警察との間で締結した「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」に従い、刑事事件として立件の可能性がある等の重篤な事案については、児童相談所が把握している事実など詳細な情報を提供している。今後、平成３０年７月の国通知に基づき、警察との情報共有について見直しを行う予定である。

また、他自治体の児童相談所へ移管する場合には、福祉司の意見や事案の経過・住所の変更暦などより詳細な情報も共有している。

■システムセキュリティ・参照範囲

システム用に専用端末は用意しておらず、担当者は自席の端末から ID とパスワードを入力してログインする。ログイン ID は、名前の頭文字と名字のイニシャルを使用して個人ごとに発行されている。また、モバイルから外部のネットワークを経由したアクセスも検討されている。

システムの操作履歴は全て記録されており、以前の変更履歴を遡って確認することはできないが、最終変更履歴として日時・担当者・操作した画面などを確認することができる。

システムへの登録は、基本的には児童相談所職員が行い、県庁の児童家庭課・障害福祉事業課職員も閲覧することができる。同システムの利用権限は、下記の 3 段階で構成されており、管理者と利用者については、対象とする役職に違いはあるが、行使できる権限はほど同一である。

システム管理者	:利用者の登録など、システムを管理する権限を持つ。課内の役職者のみが対象とされる。
管理者	: 所内の管理職が対象。利用者権限に加え、進行管理メニューが利用できる。
利用者	: 管理職以外の担当者が対象。入力・修正について、基本的に管理者と行使できる権限は変わらない。

児童相談所職員は、管轄する区域の案件のみシステムに入力可能であるが、閲覧に関しては他の児童相談所の管轄児童も含めて全ての情報を閲覧できる。他の児童相談所の案件は閲覧禁止にすべきという意見もあったが、異なる児童相談所の管轄児童であっても同一の保護施設に入所するケースがあり、県内で転居し所管替えを行うケースもあることから、全児童相談所で閲覧可能にしておくべきであると県担当者は述べていた。

■Primary Key(主キー)の設定

情報の管理に用いる Primary Key は児童ごとに連番が割り当てられており、2 桁（児童相談所番号)・1 桁（元号)・2 桁（年度)・4 桁（受け付けた順番）の合計 9 桁で構成されている。現在 Primary Key に元号が含まれているが、新元号に変更する際もシステム上問題は無い。担当者がシステムに情報を登録する際、既に附番されている児童の場合は同一の Primary Key に情報を紐づけるが、担当者による確認（システム上、氏名カナ・生年月日の重複チェックが可能）が漏れてしまった場合には児童が重複して登録されてしまう可能性

もある。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

事案の重要度によっては、県の保有するデータを市区町村に移管することがある。移管後の経過については電話等で確認し、システムに入力している状況である。そのため、統一的なシステムの導入により移管後の対応記録等を共有できるようになれば業務効率が改善すると県担当者は考えていた。

■システム運用時の業務課題

システムを導入する際、各自治体にとってサーバの管理コストが問題となるのではないかと県担当者は述べている。同県では管理コストの観点よりシステム導入後の 4 年後にサーバを庁内管理に移している。各自治体が、庁内でサーバを管理するセキュリティ体制を整備できる状況にあれば問題無いが、そうでなければベンダーのサーバを使用することで管理コストがかかってしまう。

システム導入の進め方については、予算を割り振るだけでは、各自治体が独自にシステムを作ることになるため、情報連携が複雑化してしまう恐れがある。そのため、各自治体に予算を割り振るのではなく国が先導してシステム導入を進める方が良いと県担当者は考えていた。

4. 滋賀県

■滋賀県の基本情報

滋賀県は大津・草津・彦根の 3 か所に児童相談所を有し、情報連携を行っている。

■システムの概要と将来展望

滋賀県は平成 23 年 3 月にシステムを導入し、県庁の他に 15 の市町がシステムを活用していると県担当者は認識している。市町のうちシステムを活用していない４つの自治体では、情報はエクセルなどで管理されている。

同県では、他機関との情報連携についてはシステムを使用しておらず、要保護児童対策地域協議会の会議等を通じて書面で行うか、もしくは他県・他自治体と電話等で行っている状況である。児童相談所から警察や市区町村に問い合わせる場合は、家族構成や収入など家庭環境を把握できる項目を確認している。複数回対応している児童については、要保護児童対策協議会にて情報を更新するようにしている。

同県では、システム導入後も情報を紙とシステムの両方で管理しており、データを一元化できていないという課題を抱えている。紙とシステムのどちらが最新情報なのかなど組織内でも把握しきれておらず、混乱しているのが実態である。業務上外出ばかりでシステムの情報を更新する時間がない担当者も多く、システム上の情報が古いケースも少なくない。

全国レベルで情報連携を行う場合に各自治体のデータをどのように管理するかという議論は、現時点ではまだしていない。住基情報など、既に市町内で連携しているものもあるため、さらにそこに県のシステムが加わって連携することが可能なのかは疑問である。特にシステムベンダーが異なっているため連携は難しいのではないか県担当者は述べている。

■システムに登録されている情報

システム上には児童保護の観点より重視している情報を登録しており、以下がその一例である。

- ✓ 本人・家族の氏名、生年月日、性別、住所
- ✓ 保護者連絡先（3 件分記入可能）
- ✓ 相談経路、虐待種別、虐待内容、加害者
- ✓ 経過記録（自由記入）

システムに住基情報は連携させていないが、基本的には福祉行政報告例で求められる情報項目は全て登録するようにしている。ただし、経過記録については自由記入のため担当者ごとに内容に差があるなど、統一されていない部分もある。また、乳児の場合、保健センターに保健情報を確認するケースがあるため、システム上に保健情報の項目は無いが、経過情報の中に記載していることがある。

■システムセキュリティ・参照範囲

同県ではシステムベンダーとして富士通エフ・アイ・ピーにシステム構築を委託し、庁内の情報政策課において、同システムの管理を行っている。また、サーバーも現時点では富士通エフ・アイ・ピーを使用しているが、将来的には県の LGWAN サーバーに移行する予定である。システムにアクセスするためには、担当者はまず各自の端末に職員 ID・パスワードを入力し、さらにシステムにアクセスする際に職員 ID と別のパスワードを入力してログインする。端末のパスワードは年１回、システムのパスワードは４ヶ月に１回更新が必要となる。不正アクセスを防止するために外部ネットワークからのアクセスを遮断しており、また、USB を介したウイルス感染の可能性を最小限にすべく、USB 等の可搬媒体の利用を制限している。

同システムの利用権限は児童相談所のみに付与している。外部機関（警察・教育委員会等）に利用権限はなく、今後付与することも考えていない。ただし警察については、各児童相談所に警察官が配置されており、システムの閲覧権限を持っているため、児童相談所経由でタイムリーに情報共有ができている状況である。

また、同システムの利用権限を明確に記載している資料はないが、基本的に以下の３段階で構成されている。担当者クラスと管理者クラスが情報を更新できるが、更新年月日と更新者をすべて履歴として記録している。

管理者クラス	：各ケースを担当する児童相談所の所長が該当。新規入力に加え、記録済みケースの編集権限（追記・修正・削除）を持つ。
担当者クラス	：各ケースの児童相談所担当者が該当。担当しているケースの入力権限を持つ。
サーバー管理者クラス	：システムベンダーもしくは庁内のシステム管理者

同県の３つの児童相談所では、互いの児童相談所のケースを自由に閲覧可能であるが、あくまで閲覧のみであり、他の児童相談所のケースを入力・修正する権限は持たない。

■Primary Key（主キー）の設定

児童の管理に用いる Primary Key は、数字のみで５ケタのキーを使用している。同県はシステムを導入する以前から独自で統計用のシステムを使用しており、例えば草津は１始まり、彦根は 50000 始まりといった番号を割り振っていた。同システムの導入にあたり県全体で番号を統一することとなり、60000 番台から連番を振る運用とした。発番は自動連番ではなく、各担当者が手入力で採番している。転出した児童が再び滋賀県に転入し、ケースを再開する場合は、過去のケースを検索して同じ番号に紐づけを行う。再開する際の紐づけは、氏名のフリガナで検索し、同姓同名がいる場合には生年月日、元の住所等で検索して紐

付けている。同一児童のケースが二重で存在してしまったことが過去に数件のみあったが、ID をどちらかに統一することで解決した。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

システム化したことで情報共有が容易になり、かつケースごとの進行管理が共通化され業務効率が改善した。しかし、システムが不具合を起こして記録途中の情報が消えるという事態が頻繁に起こるため、余計な手間が生じている。また、システムの自動バックアップシステムが無いなど、多くの課題を抱えており、システムの改善が必要だと県担当者は述べている。また、システムを導入した後も、情報の管理が紙ベースと電子ベースの 2 通りで行われており、混乱が生じている点も課題のひとつである。

■システム運用時の業務課題

全国の情報連携にあたっては、県担当者は個人情報保護の観点より１）連携する情報の範囲と２）連携方法を懸念している。例えばシステム上で住基情報を連携させると、児童相談履歴が無い人の住基情報まで取得できてしまうのではないか、タブレットで外部より情報を閲覧できるようにすると、Wi-Fi のセキュリティ設定次第で情報漏洩に繋がらないか、などである。

また、システムだけでなく連携のあり方についても考える必要がある。なぜなら、市区町村のうち、各自治体で対応できる自治体もあるが、児童相談所に任せてしまう自治体もあるためである。県と各自治体が円滑に情報連携を進められるように、1）システム上で管理すべきデータ項目や登録方法などについて詳細なガイドラインを作成すること、2）各自治体の負担にならないように国が端末を準備すること、の二点を国にお願いしたいと県担当者は述べている。

5. 東京都江戸川区

■東京都江戸川区の基本情報

東京都江戸川区は、人口 697,986 人、面積 49.09km^2、東京の最東端に位置し、江戸川を県境に千葉県と接している自治体である。ベッドタウンとして栄え、交通の利便性にも恵まれているため、特に南部の葛西地区などは住んでみたい街として若い世代に人気である。荒川の河川敷はいつも少年野球や少年サッカーの試合で賑わっており、14 歳以下の児童が全人口の約 12%を占める、東京 23 区の中でも特に子供の多い町である。

なお同区は、墨田区・江東区・江戸川区の 3 区に対応している江東児童相談所の管轄下にあり、通告などが発生する場合は同児童相談所と連携を行っている。

■システムの概要と将来展望

江戸川区は、児童虐待事案の情報管理のために民間事業者の提供するシステムを導入し、保守についても同様に民間事業者に委託している。あくまで庁内業務の効率化のために導入されたものであり、外部機関との情報連携のために構築されたシステムではない。情報連携に関しては、基本的には関係機関からの情報照会があった際にのみ実施している。たとえば、児童相談所や警察との情報連携では、システムに登録した情報を参照しており、警察からは住基情報と自治体の関与内容、児童相談所からは世帯構成等の基本情報に関する問い合わせが主である。

情報連携のタイミングとしては、警察は初動後、児童相談所は初動前に区役所へ情報を問い合わせるが、いずれも最初のコミュニケーションは電話で行っており、その後、区役所から詳細な情報を伝えるという運用をとっている。

なお、区役所より警察に確認する情報は、通報者や臨場時の様子等が主である。警察からの相談は面前 DV や泣き声通告が多く、区役所として情報を集約するため、システム入力をする必要があることから、臨場時に現場を見ている警察の情報が非常に重要である。

次に、他の自治体との情報共有について述べる。江戸川区ではシステムを導入しているが、あくまで庁内の業務効率化のためのシステムであることから、外部との情報連携は、現在でも電話・対面にくわえ、書式で実施している。東京都内の自治体同士では、東京ルールとして定められたフォーマットで情報を共有しており、セキュリティ上の理由から電子化はされていない。また、データ共有に際し、誤送信の可能性もあることから FAX での送信も控えている。FAX の代わりに、後から追跡・参照できるよう、郵便（簡易書留）を利用しているが、郵便ではタイムラグが発生するので、速報としてまず電話での情報共有を行っている。

なお、システムを介した情報連携については、全国的な統一が望ましいのは確かであるが、個人情報であるためシステムの利用範囲は警察や民生を含まない小規模なシステムから始める方が良いと区担当者は考えていた。

■システムに登録されている情報

システム内で把握をしている情報は、児童虐待・要支援・特定妊婦・居所不明に関する情報が主である。他機関より情報提供を受けた場合、取得した情報はシステム上に随時登録している。加えて、児童相談所や警察から問い合わせがあった場合の対応履歴についてもシステム上に登録している。

なお、江戸川区では、区役所に届け出る基礎的な情報はシステム上で連携させている。

○システム上で連携させている主要項目

- ✓ 基本情報（氏名、性別、生年月日、住所など）
- ✓ 世帯情報（小学校区、世帯区分など）
- ✓ 所属（学校・保育園等の在籍情報（システム上で出席日数の管理ができるが使用していない。）など）
- ✓ 健康サポートセンター（保健センター）からの母子情報（健診の情報、予防接種の情報など）
- ✓ 病院の受診履歴（年月・受診した病院など）
- ✓ 税情報、生活保護情報など

■システムセキュリティ・参照範囲

同システムの利用者権限は下記の 3 段階で構成されている。しかし、閲覧のみの権限である区分 1 は運用上ほとんど使用されていない。相談業務に関わる職員で閲覧のみというのは機能的にある必要はあるが、頻繁に使用されるケースは、これまでなかったとのことであった。

区分 1　：　閲覧のみ可能で、帳票出力などはできない。江戸川区の所管部署でのみ使用されており、どのようなシステムを構築すべきかを考える際の参考として設けた区分のため、通常業務では使用されていない。

区分 3　：　閲覧・帳票出力に加えて更新が可能（データの更新に承認プロセスは不要）。ただし、データの削除は不可。現場のケースワーカーが該当する。

区分 9　：　システムの管理やデータの削除が可能。管理者権限であり、係長級やシステム担当者が該当する。

システム用に専用端末は用意しておらず、担当者は自席の端末からIDとパスワードを入力してログインする。端末を利用する際にもICカードとPINでの認証が要求される。同システムはLGWANのネットワークを介してのみ利用可能であり、タブレットやスマートフォン等外部ネットワークからのアクセスは禁止している。

サーバは外部に設置しており、外部からの攻撃についてはサーバの保守担当業者が監視をしている。職員のID・パスワードの管理や、職員による情報改竄の防止など、内部のセキュリティ管理については区役所全体を情報政策課が保守業者と連携を取りながら対応している。なお、情報政策課による監視以外に、情報セキュリティ対策の方針と基準を定めた「江戸川区情報管理安全対策要綱」及び「江戸川区情報管理安全対策基準」が存在する。

■Primary Key（主キー）の設定

事案は児童ごとに管理しており、宛名番号と児童氏名をキーとして活用している。児童の宛名番号が変更された場合には、システム内の情報を最新の宛名番号に移行して、個人に紐づく情報を一括で管理している。しかし、宛名番号は住基情報から紐づけており、同一人に対して複数存在することがあるため、児童虐待事案についても、宛名番号違いの同一人物が存在し得る状況にある。宛名番号が異なっていても、生年月日と名前（姓は含まない）、性別など３項目程度の内容を照合することで、同一人物かどうかを特定するシステムを導入しているが、まだ現場で活用はできていない。また、外国籍者については生年月日もキーとして使用している。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

システム導入前は、各ケースワーカーがエクセルで各ケースの経過を記録し、それをサーバ内のフォルダで保管していた。しかし、ケースワーカーは業務上の外出が多く、不在時の問い合わせに対応できないことが頻発するなど、即座に確認できないなどの問題があった。

本システムの導入により、ケースの検索・確認が容易になり、ケースワーカーが不在の時でも迅速に状況の確認・対応ができるようになった点をメリットとして、区担当者は挙げていた。

また、本システムは、江戸川区の母子保健情報システムとの連携もあり、これまで電話等で確認していた保健情報等の一部もシステムを介して得られるようになった。さらに、住基情報とも連携させて最新の住基情報が分かるようにしており、転出時にはシステム上で通知を受けとれるようになった。この仕組みによって、タイムリーに転出先自治体へ要保護児童等の情報を連携することが実現した。

■システム運用時の業務課題

現在、全国で統一された共通言語・基準が設定されていないため、システムを全国的に統一化することは容易ではないと区担当者は述べていた。最も共有したい情報は、ケースワーカーの定性的・具体的な経過報告だが、それらはケースワーカーによって記載方が異なるため、統一化には課題を感じている。また、児童相談所には児童福祉司がいるため共通言語や事案を評価するための共通基準などがあるが、自治体にはそれがなく、書類で情報共有を行っても口頭での確認が必要となってくる。

このほかにも、ひとつの家庭に問題が複数存在するケースや、過去の状況や今後の予見について、システム上に入力されている主訴と調査に基づいた実態が一致しないケースも多い。そのため、個々のケースをプルダウン形式で機械的に整理することはあまり効果的ではないといった意見もある。

外部との連携の仕方によってシステム改修の方向性や程度は異なる。システム導入のためのガイドラインについては、現場の意見を踏まえたフィードバックが必要であり、決定前に事前に確認をしたいと区の担当者は述べていた。

6. 神奈川県横須賀市

■神奈川県横須賀市の基本情報

横須賀市は、神奈川県南東部の三浦半島の中央部に位置する市である。人口は平成 30 年 12 月 1 日現在の推計で 397,265 人の中核市で、市の面積は 100.82 平方キロメートルとなっている。中央部は山間部や急峻な丘陵部が中心で平地は少ないことから、古くから海岸線の埋立てが行われており、現在の中心市街地も大部分が埋立地となっている。

市として横須賀市児童相談所を設置しており、市・児童相談所間のコミュニケーションが取りやすい点が特徴である。

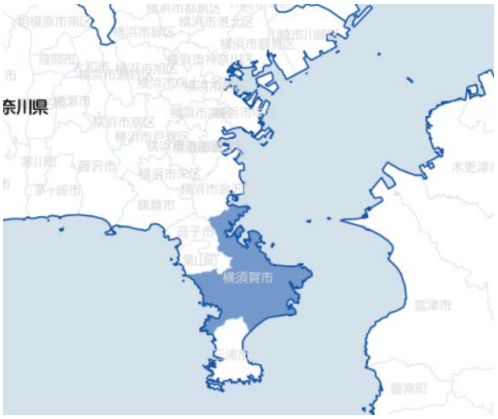

出所）日本医療情報システム

■システムの概要と将来展望

横須賀市は、児童相談所が設置された 2 年後にあたる平成 20 年度に、民間事業会社が提供する「児童相談所システム」（以下、児相システム）を導入した。この児相システムに、児童相談所の職員が児童の情報を各自登録している。

児相システムを現場で活用する中で職員から挙がった改修の要望や不具合の報告等は、所内のシステム担当者が取りまとめて、システムを提供する民間事業会社に毎年共有することで、システム改修時に機能改善している。

■システムに登録されている情報

児童相談所の業務を実施する上で必要な情報は全てシステム上に登録されている。システム上に登録されている主要項目は下記の通り。

■登録されている主要な情報

- ✓ 担当者　（主担当者、副担当者）
- ✓ 児童の情報（世帯構成、氏名、性別、生年月日、年齢基準学年）
- ✓ 所属
- ✓ 住所
- ✓ 相談受理日
- ✓ 虐待種別
- ✓ 重症度
- ✓ 援助内容
- ✓ 個別支援会議
- ✓ 支援記録
- ✓ 備考

■システムセキュリティ・参照範囲

児相システムは、LAN ケーブルに繋がった職員端末で利用する。職員端末は外部に持ち出すことを禁じられており、システム利用時は職員の個別 ID とパスワードでログインする必要がある。情報の更新履歴は残るが、閲覧履歴は残らない。サーバーは児童相談所内に設置している。

登録されている情報は横須賀市児童相談所内および一時保護所内においてのみ連携されている。ただし、児童相談所と一時保護所は相互のデータを閲覧できるものの、相互のデータを編集する権限は付与されていない。

システム利用に関わる権限は、決裁者権限と一般権限の 2 種類が設定されており、前者は係長以上に付与されている決裁権限である。情報の閲覧・更新の権限は一般権限として児童相談所の全職員に付与されている。情報項目別の閲覧権限の区別等も設定されていない。

■Primary Key（主キー）の設定

児童に紐づく Primary Key は、市のルールに基づいた数字 7 ケタで発番されている。数字 7 ケタは「元号（昭和：3、平成：4）/ 年（2 ケタ）/ 受付番号（4 ケタ）」で構成されている。たとえば Primary Key が「431-0001」の場合は、「4=平成 / 31 年 / 受付番号 0001 番」と読み解ける。

特定の児童について、初めてケース対応が発生したタイミングで Primary Key が発番され、以後同一児童については同じ Primary Key が使われ続けることになる。

Primary Key は自動発番ではなく、ケースワーカーが目視で判断して発番しているので、苗字が変わった児童については同一児童であることに気づかず Primary Key を二重に発番してしまうケースが起こりうる。マイナンバーのような共通 ID に紐付けることができれば、Primary Key の重複は起こらないだろう。

児童の苗字が変わってしまったために同一児童に 2 つの異なる Prymary Key が発番されてしまった場合については、各担当のケースワーカーが苗字変更の事実を把握した時点で Primary Key を修正する。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

児相システムを導入したことで、児童相談所の全職員が自施設のケース情報を閲覧できるようになり、組織としてのケース対応の効率性が上がったことは非常に大きいメリットであると感じる。

一方、デメリットとしては、国に提出する福祉行政報告例をシステムから直接出力できない点が挙げられる。現状はシステムから出力したデータを提出用に加工する手間が発生している。

■システム運用時の業務課題

横須賀市からの転居児童については、転居先の児童相談所向けに移管書類を作成する必要があるが、移管書類は通常業務で使用しているシステムでは出力できないため、別途一から作成する必要があり、ケースワーカーにとって大きな業務負荷となっている。転居児童の情報は本来、一刻も早く転居先の児童相談所に引き継がれるべきものであるが、通常業務で業務が逼迫する中で移管書類を作成する時間を確保することができず、転居先の児童相談所への送付までのリードタイムが長くなってしまうケースもある。

将来的にシステムに登録された情報が全都道府県で連携されることを想定した場合、ケースワーカー自身が記述した、事細かな児童の記録内容がそのままの記述で外部に出ることは好ましくない。また、保護者の心情の観点からも、児童の情報は児童相談所内に限り共有されることが望ましい。児童相談所には調査権限が付与されている分、秘匿情報が多いため、児童相談所の持っている情報を他機関に共有する際には細心の注意を払う必要がある。

横須賀市の場合、児童相談所が把握したいと思う情報は、同じ市役所内ですぐに確認を取ることができるため、現状システム上で連携をしたいというニーズは感じないと担当者は述べていた。

7. 神奈川県川崎市

■神奈川県川崎市の基本情報

神奈川県川崎市（以下、川崎市）は神奈川県の北東部に位置し、市の北端には多摩川が流れ、東部には東京湾が広がっている。面積は 143.01km² と全国の政令指定都市の中で最も小さいが、人口は平成 31 年 2 月 1 日現在で人口 1,517,710 人と、非都道府県庁所在地の市の中では最大かつ唯一 100 万人を超えている。

京浜工業地帯の中核として、日本経済の発展を支えてきた工業都市であり、鉄鋼、石油、化学等の大企業の主要生産拠点が数多く立地している。

川崎市は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室が主体となり、こども家庭センター（中央児童相談所）、中部児童相談所、北部児童相談所の計 3 箇所の児童相談所を設置している。

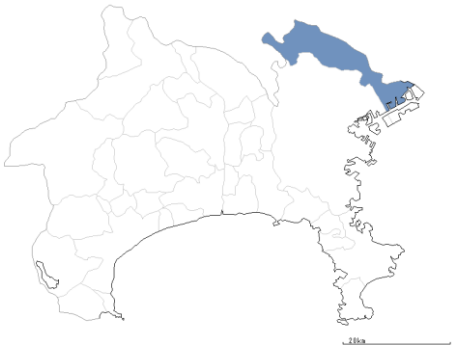

出所）Craft MAP

■システムの概要と将来展望

川崎市は現在、市が管轄する児童相談所間の情報連携システムを開発中であり、3 月中旬のシステム運用開始を予定している。

2018 年 2 月時点で川崎市が使用している情報連携システムは、民間事業会社が提供する児童相談所向け業務マネジメントシステム「児童相談所進行管理システム」で、平成 25 年度に導入された。このシステムにより、市の児童相談所では児童相談所内でのケース情報、経過記録、会議の決定事項等の共有ができるようになった。ただし、情報の共有可能範囲が各児童相談所内にとどまるスタンドアローン型のシステムである特性上、外部の児童相談所との情報共有はできない。

川崎市が新たに導入する情報連携システムでは、3 箇所の児童相談所間の情報共有に加えて、一時保護所やこども家庭センター相談調整里親担当者が児童相談所の登録した情報を閲覧することも可能になる予定で、ケースに関与するステークホルダー間のスムーズな情報連携の実現が期待されている。

■システムに登録されている情報

システム上に登録されている主要項目は下記の通り。

●登録されている主要な情報

- ✓ 担当者　（主担当者、副担当者）
- ✓ 関係機関　（生活保護、障害、その他における関係機関）
- ✓ 児童の情報（世帯構成、氏名、性別、生年月日、年齢基準学年）
- ✓ 所属
- ✓ 住所
- ✓ 相談受理日
- ✓ 要保護児童対策地域協議会における確認内容
    - o 主担当機関
    - o 虐待種別
    - o 重症度
    - o 援助内容
    - o 個別支援会議
    - o ケース基本情報
    - o 直近情報
    - o 備考
- ✓ 前回提出時情報
    - o 提出日
    - o 主担当機関
    - o 虐待種別
    - o 重症度
    - o 援助内容

■システムセキュリティ・参照範囲

ログインは、①静脈認証、②端末 ID/パスワード、③システム ID/パスワードの 3 段階で行う。パスワードの更新頻度については、現在検討中とのことであった。

情報の参照範囲について述べると、自組織が担当する児童の情報については、自組織の全ての職員が閲覧可能になっている。平成 25 年度に、市が児童相談所内の情報連携システム導入した目的は、資料の目視による確認の業務効率化を図ることであった。これまでは、他の職員が担当するケース情報については、担当者の不在中に電話などで問い合わせを受けた際、対応者が紙媒体のケースファイルの中から、いちいち目視で該当児童の情報を探してきた。しかし、システムを活用すれば、こうした手間が省かれるようになる。そこで、川崎市では自組織内であれば他の職員の担当ケースであっても全ての情報を見られるよう、情報の閲覧権限を設定した。。

児童相談所の一般職員は、児童記録票に記載されている基本的な情報については、他の児童相談所が登録した情報であっても閲覧できるが、ケースの内容に踏み込んだ、経過記録のような詳細な記録は閲覧できない仕様になっている。

児童相談所の係長クラスの職員は、虐待通告後 48 時間以内の安全確認対応において、他の児童相談所の担当ケースに対応することもあるので、他の児童相談所で登録された全情報の閲覧ならびに新規の情報の追記・登録権限が付与されている。

また、川崎市では、市が管轄する 3 箇所の児童相談所以外に、一時保護所やこども家庭センター相談調整里親担当も情報連携の必要が生じるステークホルダーであることから、両者についても情報の閲覧権限を付与している。

■Primary Key（主キー）の設定

現行のシステムでは、児童を特定する Primary Key として 8 桁の住基番号（宛名番号）を利用している。住基番号（宛名番号）の取得については、児童の住所、電話番号から住基情報を検索し、記載された住基番号を目視で確認する方法を取っている。民間事業会社の提供する新しい情報連携システムでは、すでに当該システム上に登録された児童の住基情報を、ケースワーカが新たに知り得た情報で上書きすることが可能である。

ケースの関連付けには 10 ケタのケースコードを使用しており、「西暦（4 ケタ）/ 管轄部署番号（2 ケタ：01～12）/ 連番 4 ケタ」で構成されている。管轄部署番号は、3 箇所の児童相談所および 9 区役所に振られた、01～12 の番号を用いている。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

市と児童相談所間の情報連携システムを導入することで、市も児童相談所と同じ情報量で業務を進められる点が大きいメリットである。

過去の苦い経験として、業務負荷の集中する保健師が複数ケースの情報を一人で抱え込んでしまい、組織内でのケース進行状況が共有されなかったことで、組織として適切なケース対応をすることができなかったことがあった。そのため、システム上でリアルタイムにケース進行状況を共有することは、組織にとって非常に重要であると感じる。

また、区役所は児童虐待の対応を始めるようになって5年が経過した程度であるため、ケース管理方法や判断基準が未だに定まっていないというのが実態であり、情報連携システムの導入により、区役所の運用ルールが平準化されるようになることも期待していると市の担当者は述べていた。

このほかにも、情報連携システムの機能としてアラート機能を実装できることもメリットと考えていた。申請受理以降、次のプロセスに進んでいないケースについてアラートが鳴る仕組みにすることで、ケース進行管理を滞りなく行うことができる。虐待ケースが増加している昨今では、職員の業務負荷が非常に高まっており、ケース進行管理の更新が遅れるリスクが大きい。そのため、このアラート機能は情報を見落とさないための重要な仕組みの一つであると言える。

一方で、システム導入には非常にコストがかかるため、全ての自治体が情報連携システムを導入して児童の情報を常時連携できるようになるためには、国や都道府県の適切なサポートが求められる。

■システム運用時の業務課題

将来的に全国規模で児童情報を連携するシステムを構築する場合、都道府県が主体となって情報を登録する方法をとると、市町村としてはわざわざ都道府県を介して情報登録を行わなければならないため、業務負荷が高くなることが懸念される。市町村が主体となって、自組織の持つ情報を直接システムに登録できるようにすることも検討すべきである。

全国規模での情報連携システムが児童相談所内でどのように使われるかは、明確化していく必要がある。児童の転居時の異なる自治体間、異なる児童相談所間の情報連携については、システムを利用した連携と併せて、児童が転居する際に児童福祉司が直接児童宅を訪ねられるようにする等の引継ぎルールの見直しを進めることも重要である。

また、児童相談所が登録した全ての情報を全国の自治体が自由に閲覧できる状態は、個人情報の漏洩リスクの観点で懸念が大きい。どこまでの情報を、誰が、どのように閲覧できるようにするかは、慎重に検討すべき論点であると担当者は述べていた。

8. 兵庫県尼崎市

■兵庫県尼崎市の基本情報

兵庫県尼崎市は、人口 451,351 人（平成 31 年 2 月 1 日現在)、面積 50.72km²、大阪市と神戸市という 2 大都市の間に位置し、東西をつなぐ JR・阪急・阪神等が古くから整備された交通の要所である。

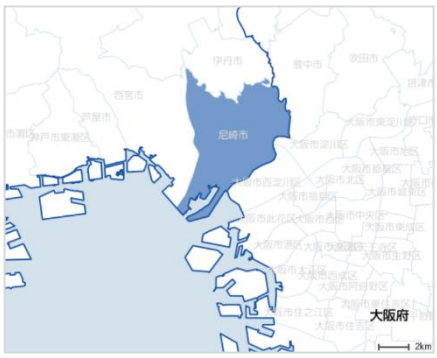

出所）日本医療情報システム

兵庫県には 5 箇所の児童相談所が存在しており、うち、西宮こども家庭センターが尼崎市の他西宮市と芦屋市の 3 箇所を管轄している。尼崎市は児童虐待相談件数が多く、過去に死亡例が発生しており、兵庫県と尼崎市間の児童虐対応体制においては日頃より十分連携・協力して対応するよう努めている。

■システムの概要と将来展望

尼崎市は平成 28 年度に子どもの育ち支援システム（以下「システム」という。）を構想し、平成 31 年 4 月に運用を開始する予定で、平成 31 年 2 月時点では、システムを提供する民間事業者へフィードバックを行いながらカスタマイズをしている段階であり、試験稼動中である。なお、システムの導入を検討するにあたり、市では既に電子システムを使用している東京都品川区や福井県福井市などへの視察を実施した。

システムの運用に当たっては、他の自治体と情報共有することを想定しておらず、加えて機密性の高い個人情報であるため、庁内にサーバを設置して、閉鎖網のシステムとして構築している。

システムを導入した目的は、「子どもの育ち支援センター」の立ち上げである。同センターは①家庭児童相談支援機能、②発達相談支援機能、③教育相談・不登校対策支援機能のほか幅広い相談等を受け付ける④総合相談機能の 4 機能を担ったセンターであり、平成 31 年 10 月に開設予定である。同センターでは、来所や電話で寄せられる身近な子育て相談から専門的な相談まで、子どもや子育て家庭の相談を幅広くワンストップで受け止めることになるため、子どもや子育て家庭の基本情報や支援状況等を即時に捉えた上で適切な支援につなげる必要性があることから、システムを導入することとした。システムは、同センターと市役所、そして尼崎市に 2 箇所存在する保健福祉センターの合計 4 箇所で利用する予定である。

■システムに登録されている情報

平成 31 年度から住民記録システムを含む合計 8 つのシステムと連携する予定である。

○平成 31 年度より連携させるシステム

- ✓ 住民記録システム
- ✓ 保健衛生システム
- ✓ 税務総合システム
- ✓ 生活保護システム
- ✓ 障害福祉総合システム
- ✓ 子ども・子育て支援制度システム
- ✓ 学齢簿管理システム
- ✓ 児童扶養手当システム

現行の法令等にはシステムで個人情報を収集し、目的外利用をするための根拠規定がなかったため、同センターにおける業務の実施に支障をきたさず、適切に個人情報の目的外利用ができるよう、平成 30 年度に条例を改正し要支援の子ども等に関する情報の活用を可能とした。しかし、税情報の目的外利用は、地方税法第 22 条の規定により秘密漏えいに関する罰則規定が設けられていることから、要保護児童対策地域協議会の対象となった場合や所得状況の閲覧に同意あった場合のみ情報を活用するという運用を採っている。

他のシステムと情報連携するタイミングについては、住民記録システムは日次更新、他のシステムは月次更新を考えている。規定のタイミングで各システムの所管課が FTP 経由でデータを共有し、FTP 上のデータは共有完了時に削除される運用である。

なお、システム内のデータについては、厚生労働省が策定した「市区町村子ども家庭支援指針」に従い、同じ保存年限とする予定となっている。

■システムセキュリティ・参照範囲

システムの利用には、専用端末を用意しており、セキュリティ強化の観点から ID とパスワードだけでなく、顔認証も加えた二要素認証によるログイン機能を採用している。なお、セキュリティの管理は庁内の情報政策課が総括している。

システムの利用者権限は、下記の 5 段階の枠で構成されている。

○利用者権限の設定枠

レベル 1　：閲覧のみ。
レベル 2　：閲覧、編集（入力・削除）。
レベル 3　：閲覧、編集（入力・削除）、帳票出力。実務担当職員が相当。
レベル 4　：閲覧、編集（入力・削除）、帳票出力、税閲覧許可権限。主に家庭児童相談業務に携わっている職員が相当。
レベル 9　：システムを管理する権限。課長級以上が相当。

システムは、非常にセンシティブな個人情報を取り扱うため、支援対象ではない子どもや子育て家庭の情報及び他課の支援状況等を許可なく閲覧することがないよう、画面上でアクセス権限の付与状況を知らせる仕組みを導入するとともに、アクセスログを定期的にチェックすることで、職員の個人情報保護の意識向上を図り、情報管理の徹底を図ることとする。

■Primary Key（主キー）の設定

システムは、子ども単位でケース管理を行っており、住民記録システムによって自動採番された 11 桁の統一コードを主キーとしている。子どもが市外へ転出、もしくは一度事案が終結した後に再び支援対象となった場合は、システム内で検索し、以前の番号に紐づける運用としている。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

子どもや子育て家庭の状況を把握する際、従来は電話等の方法で所管課に状況確認をしていたため、情報収集に時間を要していた。今後は、公的な支援とのつながり等をシステム内で効率的に把握できるようになるため、児童の虐待通告時の早期対応や関係機関への円滑な調査が実現できるようになると期待している。また、一人の子どもを複数課で支援するケースも想定されるが、必要に応じて「子ども育ち支援センター」各課の支援状況をシステム内で共有できるようになることもシステム導入の利点と考えている。

ただ、庁内の情報連携先のシステムに変更があった場合、本システムも影響を受ける可能性があるが、連携するシステム数が非常に多いため、システムのメンテナンス費用が過大となる懸念がある。また、各課で情報の基盤となる子どもや子育て家庭の支援・調査記録等の連携項目が入力されていないとシステム活用によるメリットが享受できないことから、尼崎市職員全体で子どもの育ちを切れ目なく支援する意識共有等を図り、各課で把握した情報を的確にシステムに入力する組織風土が重要となる。

■システム運用時の業務課題

システム活用により、様々な情報が効率よく収集できるようになる一方で、非常にセンシティブな個人情報を取り扱っているという意識が希薄になってしまう恐れがある。そのため、システムの操作研修等の機会を捉え、定期的に個人情報保護の意識向上を徹底させる取り組みを継続していく必要があると考えている。

9. 北海道江別市

■北海道江別市の基本情報

北海道江別市は、人口 118,974 人、面積 187.38km² の自治体で、北海道札幌市の東北、石狩平野のほぼ中央に位置する。札幌までのアクセスも良好で、札幌のベッドタウンとして栄えてきた。なお、気候は、北海道内では比較的温暖な地域であり、平均的に夏はやや暑く冬はやや寒い気候である。冬季にはマイナス 20 度を下回ることも珍しくは無い地域である。人口規模でいうと北海道石狩振興局館内では札幌市に次いで大きな市である。同市は、児童相談所を有さず、通告等が発生する場合は、北海道が設置する北海道中央児童相談所と連携している。

■システムの概要と将来展望

江別市では、平成 30 年 3 月より江別市ではシステムに登録する形で児童票を作成し、システムに登録している。原則、庁内業務の効率化を目的に活用されているため、警察や児童相談所など、庁内システムに接続していない外部機関と情報をシステム上で連携することはできない。システム上での情報連携の観点では、平成 31 年 2 月時点では、住民基本台帳システムとの接続できているため、児童の住基情報はシステムで連携できる。今後、母子保健情報とのデータ連携を目指している。なお、情報の参照については、母子保健センターと教育委員会との間で、すでに実現している。

次に、今後のシステム活用の展望について詳述する。同システムは、平成 31 年度から保健センターと連携して乳児期と幼児期の情報連携をなるべく早く実現できる見込みである。特定妊婦の情報をいち早く把握するという観点からも、保健センターとのシステム連動を急いだという経緯がある。基本的には、3 歳児検診が終了するまでは保健センターで情報を管理することになるが、システム連携が実現すれば子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健情報も蓄積していくことになる。母子保健情報とのデータ連携が実現することで、学齢期に移管されるまでの児童情報をある程度把握できるようになることが期待されている。

なお、教育委員会との連携については、関わる学齢期の児童となると守らなければならない機密性の高い情報が多いこともあり、引き続きシステムとの連携について検討を重ねる必要があると市の担当者は述べていた。

図表 2 江別市情報共有システムの参加・連携状況の概要

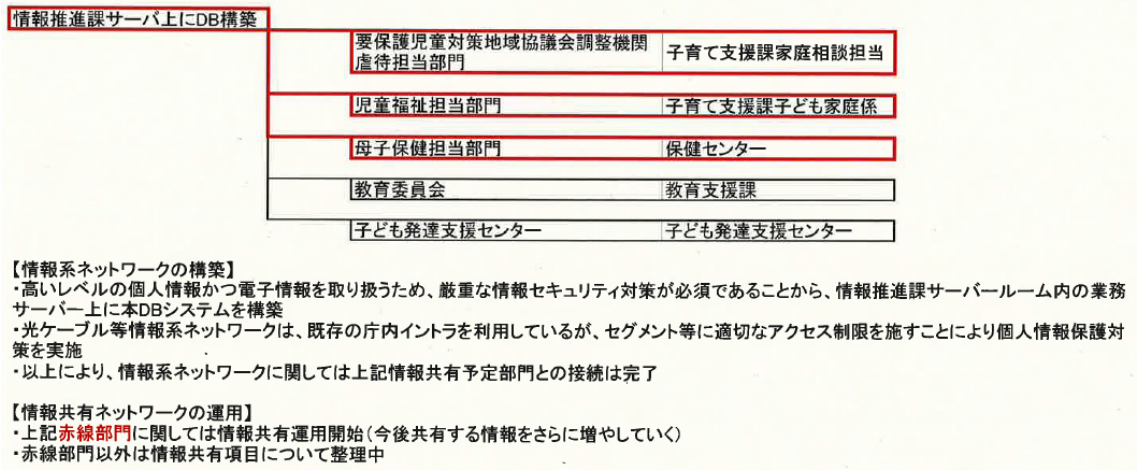

出所）江別市提供資料

■システムに登録されている情報

システム上に登録されている主要項目は次の通り。主に、家庭相談担当で情報を登録することになる。情報の修正は可能だが、削除については管理者が付与した権限に応じる。基本的には削除も可能なケースが多い。

登録されている情報項目

- ✓ 児童の属性情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、所属機関など）
- ✓ 児童の家族情報（兄弟、家族構成、家庭環境など）
- ✓ 保護者の詳細情報（住所、勤務先、電話番号など）
- ✓ 相談履歴（受理日、経過記録、児童の処遇など）

江別市では、初動の際における児童相談所とのやりとりは、基本はすべて電話による情報連携している。伝達している主要情報は、基本情報、家族構成、保護者情報、虐待経路、通報経路、虐待がいつから始まったか、経過記録などが中心となる。

即時性という観点では、幼稚園・学校等に登園状況などを確認し、虐待児童の兄弟の担任等にも同様の確認を実施している。あわせて、保健センターにも連絡して、１歳時、３ヶ月など検診の受診有無などを確認している。事案が発生した際は、まず庁内で受理会議があり、収集した情報をそのまま児童相談所に提供している。緊急性を考慮し、記録にまとめる前に連絡している。一方、一時保護などになって、要保護児童対策地域協議会での預かりになれば、関係機関が一同に介した際に情報を纏めて提供している。

■システムセキュリティ・参照範囲

同システムの利用に当たっては、庁内イントラからしかアクセスできない。そのため、システム参加者は自身の端末に ID・パスで入った後、同システム用の ID・パスでログインすることが求められている。

システム権限は、４段階で構成されている。最も高い権限を持っているのは課長、次が主査、続いて一般ユーザー（主に係員が該当）、制限ユーザー（外部機関）である。

管理者権限　　：システム利用者の登録管理が可能、またシステム内の新たな項目の追加や削除などすべての機能を利用することが可能
主査権限　　：一般ユーザー機能にくわえ、パスワードロックの解除が可能
一般ユーザー権限　：家庭相談スタッフは参照、追記修正が可能。担当であれば全件の児童票と相談履歴の閲覧が可能
制限ユーザー権限　：教育委員会や保健センターは、参照のみ可能
取り扱いのある児童名簿を閲覧できるのみで、情報照会があった場合はデータを送付

管理者は閲覧履歴などのアクセス管理はなされている。内部犯については、存在自体を知っている存在が限られているので、やる気になれば情報流出はさせられるが、そこまでを監視することはできない。サーバーは庁内に設置しており、情報推進課でシステムの監視を含む管理を担っている。

■Primary Key（主キー）の設定

児童の管理に用いる Primary Key は、住基番号から発生させた市町村固有の宛名番号を使用している。庁内システムとの連動に加え、担当者が見てわかりやすいよう視認性を優先している。具体的な使用例として、たとえば保健センターでの取り扱いの有無などは宛名番号で確認できる。

また、江別市では市民課でも宛名番号を主キーとして住民情報の管理をしており、転入出の際も基本的には重複で存在しないように整理されている。転入時に情報を入力する際には、住民票コードや宛名番号をキーに、重複の可能性を事前にプッシュ通知をしてくれる。転出時も同様にプッシュ通知がなされる。データベース上での管理がなされているので、履歴紐付けを自動で実施することが可能である。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

江別市では、同システムを導入するまでは、児童相談所で使用していた Microsoft Office の Access で作成されたツールを使って情報を管理していたが、使い勝手が悪く、市町村では使いきれていない機能も多かった。また、Access97 のサポートが終了したらツールその

ものが使用できなくなる状況だっただけでなく、管理やメンテナンスもできない状態だった。そのため、システムを更新しようということで、他部署・外部機関との情報共有を促進することも念頭に新たにデータベースを構築し直した経緯もあり、ほとんどの点で業務効率が改善されたと市の担当者は述べていた。現状システムの具体的なメリット・デメリットは下記の通り。

メリットについては、より簡便に入力できるようになった点、他の部署にも公開できるようになった点、市職員だけで情報を管理できるようにした点を市が挙げられた。

デメリットとしては、厚労省に報告する統計情報をシステムの中で計算できるようにしていなかったので、そういった部分の設計が必要になった点が挙げられた。

■システム運用時の業務課題

市担当者がシステムを運用して以来、感じている課題としては、職員側の ICT リテラシーが不十分な点が挙げられた。現場においては、システムを活用できない職員が多いことも事実としてある。また、特に機密性の高い情報を扱う部署でもあるので、正しい理解を職員に求めなければならないが現時点では追いついていない点も散見されるとのことであった。これらを解決する方法としては、まずシステムの簡便性が解のひとつと考えられる。使いやすいシステムかどうかが鍵を握る。内容の機密性の高さゆえに配慮されたシステム設計は必要になる。

児童虐待事案に関する情報共有というのは、今まで以上に前に進めていかなければならない。業務の性質上、即時性が求められる中で、開示すべき情報、すべきではない情報のバランスをとりつつ、手作業で伝達するのではなくシステムを介して共有できるようにしていく必要性を感じている。ただし、関係機関への情報共有は積極的に進めていくことが望ましいと思う一方で、受け手の業務内容に応じてきめ細かい制限を掛ける必要性がある。たとえば、教育委員会などは情報を公開したいと思いつつも、事実の存在くらいしか伝えられず、詳細の共有までは踏み込めないようにも思われる。

10. 大分県竹田市

■大分県竹田市の基本情報

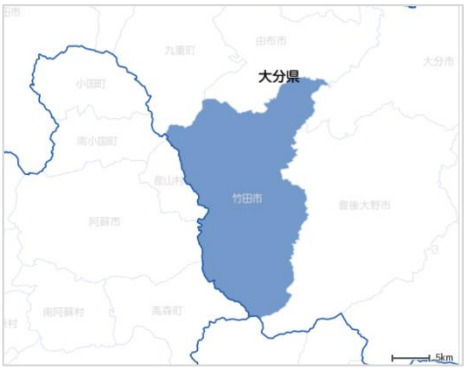

出所）日本医療情報システム

大分県竹田市は、人口 22,211 人、高齢化率 45.1％、面積 477.53km² と全国的にみて高齢化が進む比較的小規模な自治体である。大分県の南西部にあり、周囲をはくじゅう連山・阿蘇山・祖母山・傾山などの山々に囲まれ、熊本市、大分市を結ぶ肥後街道沿いに位置している。熊本県、宮崎県と接する地域でもあり、隣接する豊後大野市とともに豊肥地域と呼称される。

古くから農業・林業で栄え、滝廉太郎が「荒城の月」の構想を練ったとされる岡城の城下町であるなど、自然豊かな地域である。

なお、同市は大分市や別府市などを含む 14 の市区町村に対応している大分県中央児童相談所の管轄下にあり、通告などが発生する場合は本児童相談所と連携している。

■システムの概要と将来展望

竹田市では、平成 28 年度に補助金を利用してステムを導入し、平成 29 年度より運用を開始した。警察や児童相談所などとシステム上で連携はしていないが、ほぼ全ての情報を緊急時もしくは月次のケース会議で共有している。システム上での情報連携の観点では、平成 31 年 2 月時点で住基情報とのみ連携させており、児童が転出した際に対応できるようにしている。同市のシステムについては株式会社オルゴが提供し、現在保守も同社が行っている。

今後、竹田市としてシステムの使用範囲を広げていく具体的な予定はないが、国がシステムによる情報連携を進める場合には児童の保護に有効となるように進めてほしいと市の担当者は述べている。例えば児童が所属する自治体に関係なく、情報連携によって最適な市区町村や担当者が迅速に対応できる仕組みとなることが望ましいと考えている。

■システムに登録されている情報

システム上には、把握している全ての情報を登録している。システム上のデータは唯一住基情報と連携させており、児童が転出した際に通知を受け取ることができるようにしている。転出の通知を受け取った場合はすぐに転出先の市区町村へ電話で概略を伝え、その後転入手続きが完了したところで詳細を書面にて送付するという運用をとっている。住基情報以外の情報とは連携させていないため、本籍地や、家庭の経済状況・相談者情報・関係機関の担当者など児童に直接関わらない項目については登録していない。また、児童の健康状態についてはシステム上に登録していないが、紙ベースで記録をとっている。

新規転入者について他の市区町村から情報を得た場合、情報をシステム上に登録することはしておらず、個人ごとのファイルで管理している。

緊急時における警察や児童相談所とのやりとりは、基本的には全て電話で情報連携している。ごく稀にファックスで情報を伝えることもあるが、データとして共有することはない。警察や児童相談所へは分かる範囲で全ての情報を共有しており、緊急時に重点的に連携している情報は以下である。

■主要登録項目

- ✓ 基本情報（受理年月日、種別、虐待者、危険度・重症度）
- ✓ 児童の情報（氏名、性別、生年月日、年齢、保育所名・学校名、現住所）
- ✓ 保護者の情報（氏名、現住所、電話、続柄、勤務先）
- ✓ 家族状況（家族構成、生年月日）
- ✓ 主訴

竹田市は、緊急時に限らず定例のケース会議にて警察や児童相談所と情報連携を行っている。ケース会議は月に１度、児童相談所・警察・教育委員会・同市の各支所の保健師・同市役所職員（社会福祉課・保健健康課）が参加して開かれ、同市は全ての要保護児童と、要支援から要保護へ移る可能性のあるケースについて情報を共有している。情報共有の際のフォーマットは決まっており、新規事案の場合は１．児童記録票、２．ケース記録、３．ケース進行管理のフォーマットの３点を提出している。

図表　１　竹田市が情報共有の際に使用する児童記録票フォーマット

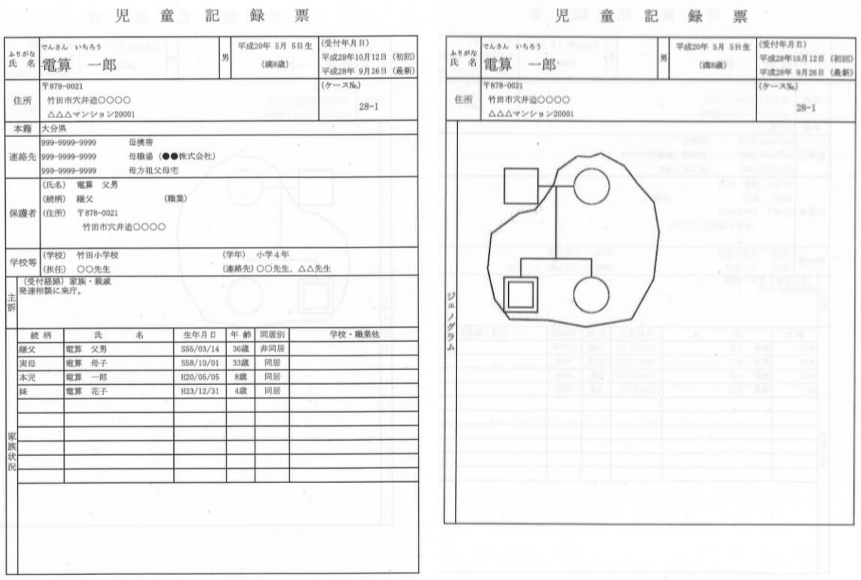

児　童　記　録　票

ふりがな 氏名	でんさん いちろう 電算　一郎	男	平成20年 5月 5日生 （満8歳）	（受付年月日） 平成28年10月12日（初回） 平成28年 9月26日（最新）
住所	〒878-0021 竹田市穴井迫○○○○ △△△マンション20001			（ケースNo.） 28-1
本籍	大分県			
連絡先	999-9999-9999 母携帯 999-9999-9999 母職場（●●株式会社） 999-9999-9999 母方祖父母宅			
保護者	（氏名） 電算　父男 （続柄） 縁父　（職業） （住所） 〒878-0021 竹田市穴井迫○○○○			
学校等	（学校） 竹田小学校　（学年） 小学４年 （担任） ○○先生　（連絡先）○○先生、△△先生			
主訴	（受付経路）家族・親戚 簡連相談に来庁。			

家族状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	同居別	学校・職業他
縁父	電算　父男	S65/03/14	36歳	非同居	
実母	電算　母子	S58/10/01	33歳	同居	
本児	電算　一郎	H20/05/05	8歳	同居	
妹	電算　花子	H23/12/31	4歳	同居	

児　童　記　録　票

ふりがな 氏名	でんさん いちろう 電算　一郎	男	平成20年 5月 5日生 （満8歳）	（受付年月日） 平成28年10月12日（初回） 平成28年 9月26日（最新）
住所	〒878-0021 竹田市穴井迫○○○○ △△△マンション20001			（ケースNo.） 28-1

ジェノグラム

図表　2　竹田市が情報共有の際に使用するケース記録フォーマット

ケ　ー　ス　記　録

26-30

（児童氏名）電算　太郎

年 月 日	記　　事
H27/09/28	（対応機関）子育て・健康推進課　　　　（担当者）佐賀　太郎
	うううううううううううううううううううううううううううううううううううううう うううううううううううううううううううううううううううううううううううううう うううううううううううううううううううううううううううううううううううううう うううううううううううううううううううううううううううううう
H27/10/23	（対応機関）子育て・健康推進課　　　　（担当者）佐賀　太郎
	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい
H27/11/05	（対応機関）子育て・健康推進課　　　　（担当者）佐賀　太郎
	ああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ ああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ ああああああああああああああああああ

図表　3　竹田市が情報共有の際に使用するケース進行管理フォーマット

共同管理台帳　　　平成28年10月12日現在　　　竹田市　　　総数:10件、S:0件、A:18件、B:8件、C:5件、D:1件、N:2件、続:61件

No.	ケース番号	関係機関 支援係	ウ推課	教委	福祉	児相	警察	保健所	その他	児童氏名 住所	性別	生年月日	年齢	学校名	学年	世帯の状況 （家族構成、虐待内容等）	受付年月日 相談内容 受付経路	虐待相談の主な虐待者	虐待種別	要支援度	方針・格付	次回（月）	支援表	支援の状況 （【方針・格付】、相談の概要、支援内容、関係機関の役割分担等）
1	28-1	○	○	○		○			小学校	電算 一郎 ○○123番地	女	H17.6.22	11	○○小学校	5年	（同居）本児、実母、継父、弟、弟、妹 虐待の疑い有り。等の主訴を表示	H27.4.1 養護（虐待） 医療機関	実父以外の父親	心理的虐待	Ⅲ	A	10月		（発生日）H27.9.29 （対応機関）子育て支援係 （内容） ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
																				Ⅲ	A	11月		（発生日）H27.10.29 （対応機関）子育て・健康推進課 （内容） ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
2	28-2	○		○		○			小学校	電算 二郎 ○○123番地	男	H20.9.2	8	○○小学校	2年	（同居）本児、実母、継父、弟、弟、妹 虐待の疑い有り。等の主訴を表示	H27.12.12 養護（虐待） 教育委員会等	実父	心理的虐待	Ⅱ	A	1月		（発生日）H27.12.15 （対応機関）子育て・健康推進課 （内容） ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○
3	28-3	○		○		○			中学校	電算 三郎 ○○123番地	男	H12.11.30	15	○○小学校	3年	（同居）本児、実母、継父、弟、弟、妹 虐待の疑い有り。等の主訴を表示	H27.4.1 性格行動 児童相談所			Ⅲ	B	11月		（発生日）H27.9.25 （対応機関）子育て・健康推進課 （内容） ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

■システムセキュリティ・参照範囲

同システムの利用に当たっては、市のネットワークを利用し、登録済みの専用端末からログインすることでアクセス可能である。システム参加者は、専用の端末に自身の ID・パスワードでログインした後、同システム用の ID・パスワードでログインすることが求められる。システムは、庁内の担当者に加えて児童指導員、教育委員会の担当者、システムのベンダー担当者が利用可能である。また、非常勤務であっても権限があればシステムの利用が可能である。

システム権限は、以下の４段階で構成されているが、基本的には利用権限のある者は全て「一般ユーザー」に該当する。

システム管理者	:利用権限の範囲については一般ユーザーと同様。加えてアクセス権限の付与を行う。
一般ユーザー	：データの記入・削除・帳票出力など全て可能。
制御ユーザー	：本権限は基本的に使用されていない。
システム保守	：ベンダーの担当者

一般ユーザーはデータの削除を含めて自由に編集できるが、データの編集についてはすべてログをとって管理しているため、内部犯についても特定が可能である。セキュリティは庁内全体のセキュリティ管理部門が管轄している。

■Primary Key（主キー）の設定

児童の管理に用いる Primary Key は、西暦（4 桁）＋当該年度の受け付け番号（最大で 2 桁）を使用している。児童ごとに管理しており、児童を最初に登録する際に Primary Key を発番している。

■システム運用がもたらすメリット・デメリット

竹田市では、同システムを導入するまで情報を全て紙で管理していたが、システム導入後はシステム上で一元管理している。結果、緊急時児童の情報を迅速に確認して対応することができるようになり、また、月次で警察や児童相談所と行っているケース会議用にも、データを一括出力できるため業務効率化に役立っていると市の担当者は述べていた。

■システム運用時の業務課題

市の担当者がシステムを運用して以来感じている課題は、他の自治体から受け取ったデータの活用方法である。例えば情報発信の際には、システムからデータを迅速に引き出すことができるため業務は大幅に効率化した。しかし、情報を受信した際は、そのデータの取り扱いについて決まっておらず、うまく活用できていないと市の担当者は感じている。

また、既にシステムを導入している市区町村であっても、各自治体でデータの形式や管理している情報の項目は異なり、国が示した危険度の評価シートも有効的に活用されていない。自治体ごとに異なる仕組みを統一できるかは非常に難しい問題である。

平成 30 年度　子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金
（子ども・子育て支援推進調査研究事業分）

要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究

報告書

平成 31 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0005　東京都千代田区大手町１－９－２
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL ： 03－5533－2111（代表）
〔ユニットコード：7173598〕